

滝川市バリアフリー基本構想 素案（案）

〔滝川駅周辺地区〕

平成 23 年 1 月
滝 川 市

目 次

第1章 基本構想策定の主旨	1
1.1 策定の背景	1
1.2 策定の目的	1
1.3 基本構想の位置づけ	2
1.4 目標年次	2
第2章 滝川市の概況と上位・関連計画	3
2.1 滝川市の概況	3
(1) 人口	3
(2) 高齢者	3
(3) 障がい者	4
(4) 旅客施設・公共交通機関の概況	5
2.2 上位・関連計画	6
(1) 滝川市総合計画	6
(2) 滝川市都市計画マスタープラン	7
(3) 滝川市都市交通マスタープラン	9
(4) 滝川市中心市街地活性化基本計画	11
(5) 滝川市障がい者計画	13
第3章 重点整備地区におけるバリアフリー化の基本方針	14
第4章 重点整備地区の設定	15
4.1 地区の設定要件	15
4.2 重点整備地区の設定	15
4.3 重点整備地区の区域等	16
第5章 生活関連施設及び生活関連経路の設定	17
5.1 生活関連施設の設定	17
(1) 対象となる生活関連施設等	17
(2) 生活関連施設における移動等円滑化に関する事項	18
(3) 公共交通機関における移動等円滑化に関する事項	19
5.2 生活関連経路の設定	20
(1) 対象となる生活関連経路等	20
(2) 生活関連施設及び生活関連経路の設定	21
(3) 生活関連経路における移動等円滑化に関する事項	22
(4) その他施設の移動円滑化に関する事項（滝川駅前広場）	22
第6章 重点整備地区の現状と課題	24

6.1	フィールドチェック調査	24
6.2	バリアフリー化に向けた問題点・課題	25
6.3	フィールドチェック及び現地調査の調査結果	30
	(1) JR 滝川駅（旅客施設）	30
	(2) 中央バス滝川ターミナル（旅客施設）	31
	(3) 滝川駅前広場（道路）	32
	(4) 道路（国道 451 号・国道 12 号・官庁通など）	34
第 7 章	実施すべき特定事業その他の事業に関する事項	43
7.1	道路特定事業	43
	(1) 基本方針（案）	43
	(2) 路線別事業	43
	(3) 生活関連経路の整備方針	44
7.2	交通安全特定事業	46
	(1) 基本方針（案）	46
	(2) 路線別事業	46
	(3) 共通して実施する特定事業計画	47
7.3	旅客施設特定事業	47
	(1) 基本方針（案）	47
	(2) 旅客施設事業	47
	(3) 主な整備内容	47
7.4	その他の事業	48
	(1) 基本方針（案）	48
	(2) その他の事業	48
	(3) 主な整備内容	48
7.5	冬期間における歩行環境の改善	48
	(1) 基本方針（案）	48
	(2) 改善方策	48
第 8 章	バリアフリー化の推進方策	49
	(1) 市民の役割	49
	(2) 事業者の役割	49
	(3) 行政の役割	50
	(4) 進行管理	50
第 9 章	基本構想策定の経過	51
9.1	滝川市バリアフリー基本構想策定協議会	51
9.2	庁内検討組織（バリアフリー基本構想策定協議会事務局会議）	52

第1章 基本構想策定の主旨

1.1 策定の背景

わが国は諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進み、今後本格的な高齢化社会が到来すると予測されており、高齢者の自立と社会参加が不可欠となっています。また、障がい者が障がいを持たない人と同様に生活し、社会に参加できる「ノーマライゼーション」の理念も広く浸透しつつあります。このため高齢者や障がい者が自立した日常生活を営むことができる環境整備が急務となっており、公共交通機関においてもバリアフリー化の必要性が求められています。

このような背景をふまえ、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が制定され、平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定されました。さらに、男女共同参画や国際化の潮流を受けて「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方が社会資本整備等にも取り入れられるようになってきました。このためユニバーサルデザイン政策の柱として、国土交通大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障がい者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定めるための「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という）」が平成18年6月に成立しました。

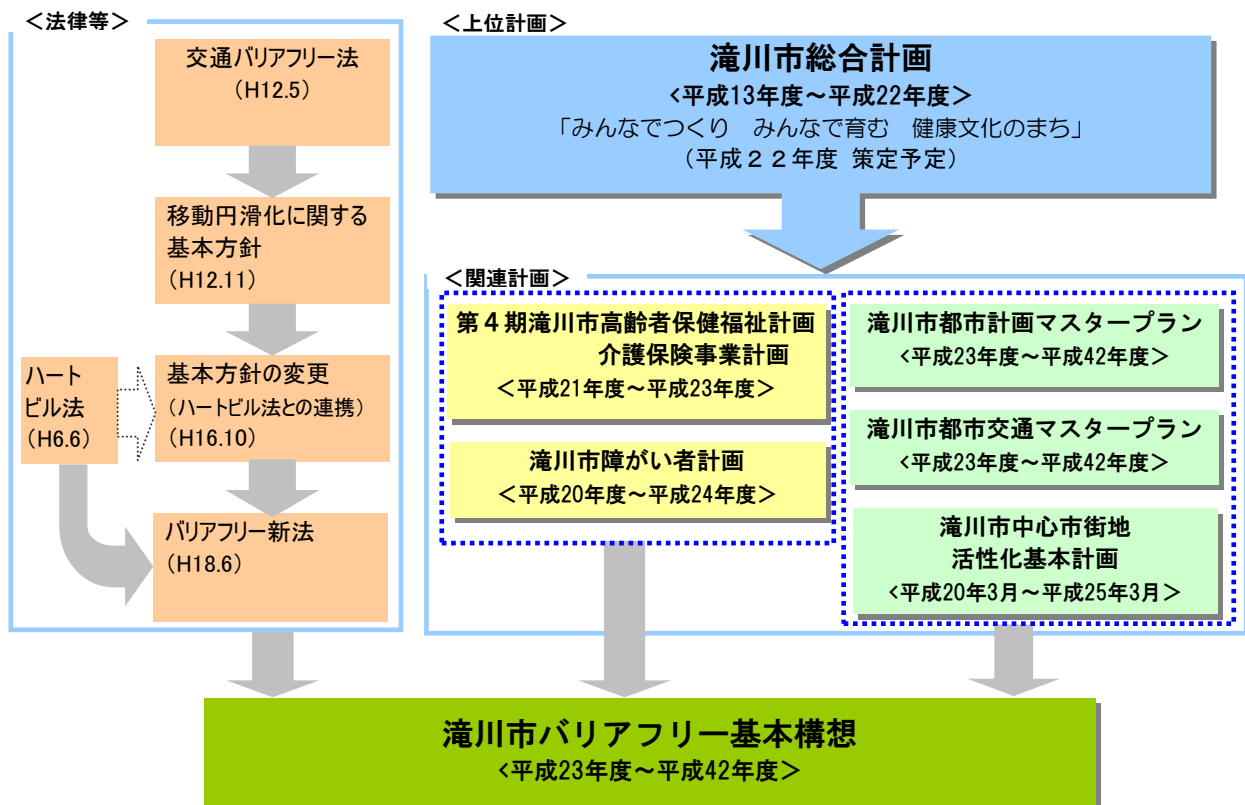
滝川市は、近年の人口減少や高齢化社会に対応する都市づくりを目指すコンパクトシティの概念を含めた「新都市計画マスタープラン」のとりまとめを行っており、同計画において、JR滝川駅周辺地区・JR江部乙駅周辺地区・JR東滝川駅周辺地区の3つのコンパクトタウンにおける人口や便利施設の集約による「すべての人が安心して歩いて暮らせる環境づくり」、「建築物等の円滑な利用」を目指したバリアフリー化の整備が必要となっております。特に3地区の中でも本市の拠点であるJR滝川駅を含む中心市街地に着目し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく、「滝川市バリアフリー基本構想〔滝川駅周辺地区〕」（以下「基本構想」という）を策定することとしました。

1.2 策定の目的

基本構想は、中心市街地の中でJR滝川駅などの交通結節点と官庁通を結ぶ滝川駅周辺地区を重点整備地区と定め、道路（歩道や信号など）並びに駅前広場、市役所や市立病院をはじめとする多数の市民が利用する建築物等のバリアフリー化を推進します。重点整備地区を一体的かつ重点的に整備することにより、中心市街地がすべての人にとって移動の利便性・安全性の向上と社会参加機会が増大されることを目的としてバリアフリー化の基本的事項を定めるものです。

1.3 基本構想の位置づけ

基本構想は、バリアフリー新法に基づき、滝川市総合計画に定める都市像「みんなでつくり みんなで育む 健康文化のまち」を達成するため、都市基盤等としては滝川市都市計画マスタープラン、滝川市都市交通マスタープラン、福祉計画としては第4期滝川市高齢者福祉計画、滝川市障がい者計画、市街地整備等としては、滝川市中心市街地活性化基本計画との整合を図ることとします。なお、滝川市総合計画については、平成23年度に見直しを行います。都市づくりに関する部門については滝川市都市計画マスタープランの内容を反映することとなっています。



1.4 目標年次

基本構想の目標年次は、都市づくりの基本的な方針である滝川市都市計画マスタープランの計画を踏まえ、2030（平成42）年度とします。滝川市都市計画マスタープラン等の将来像実現のため、バリアフリー化については重点整備地区での早期の整備を図り、長期的視点に立ち本市全体の歩行空間等に展開していきます。

また、高齢化の進行度合い等、社会・経済情勢の変化を受けて適宜見直しを図ります。

第2章 滝川市の概況と上位・関連計画

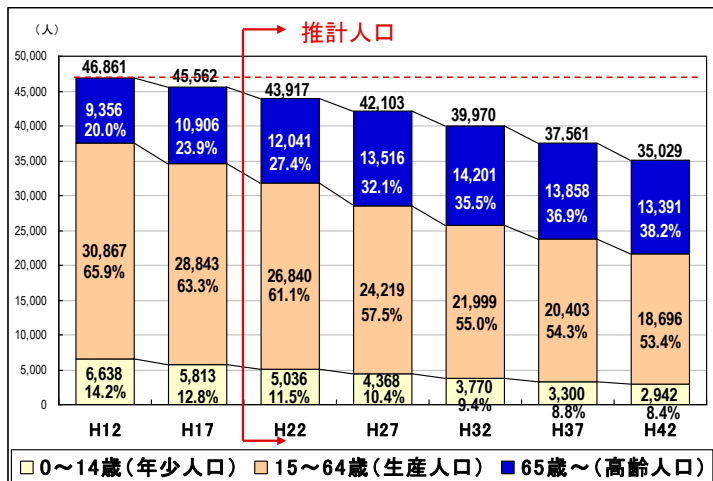
2.1 滝川市の概況

(1) 人口

全国の人口は、平成17年から減少に転じ、今後急速に進むことが予測されています。本市の平成17年の人口は45,562人で、目標年次の平成42年の将来人口は約35,000人と推計されており（国立社会保障・人口問題研究所推計）、全国と同様に今後の人口減少が見込まれます。

人口の年齢別構成については、65歳以上の高齢人口は平成17年に23.9%であるのに対し、25年後の平成42年には36.3%に上昇すると予測されています。

■滝川市の推計人口



資料：国勢調査・日本の市区町村別将来推計人口（H20年12月推計、国立社会保障・人口問題研究所）

(2) 高齢者

滝川市の高齢者は年々増加傾向にあり、高齢化率は、平成17年では23.9%に達しています、これは北海道（21.5%）や全国（20.1%）に比較して高い値となっています。

■滝川市・北海道・全国の高齢化率の比較

(単位: 人、%)

年齢階層		平成7年		平成12年		平成17年	
滝川市	0～14歳	7,570	15.6	6,638	14.2	5,813	12.8
	15歳～64歳	33,093	68.3	30,867	65.8	28,843	63.3
	65歳～	7,762	16.1	9,356	20.0	10,906	23.9
北海道	0～14歳	898,673	15.8	792,352	14.0	719,057	12.8
	15歳～64歳	3,942,868	69.3	3,832,902	67.8	3,696,064	65.8
	65歳～	844,927	14.8	1,031,552	18.2	1,205,692	21.5
全国	0～14歳	20,013,730	15.9	18,472,499	14.6	17,521,234	13.7
	15歳～64歳	87,164,721	69.4	86,219,631	68.1	84,092,414	65.8
	65歳～	18,260,822	14.5	22,005,152	17.3	25,672,005	20.1

資料：国勢調査

(3) 障がい者

滝川市の身体障がい者数は約 2,500 人で推移しており、平成 21 年度で 2,469 人となっており、総人口 (45,562 人) に対する割合は 5.4% になります。同年度の障がい種類別¹では、肢体 82.2%、内部 20.6%、聴覚・平衡 9.7%、視覚が 6.6% などとなっています。平成 21 年度の精神障がい者数は 182 人、知的障がい者数は 332 人となっており、いずれも年々増加傾向で推移しています。

■身体障害者手帳交付等件数 (平成 21 年度)

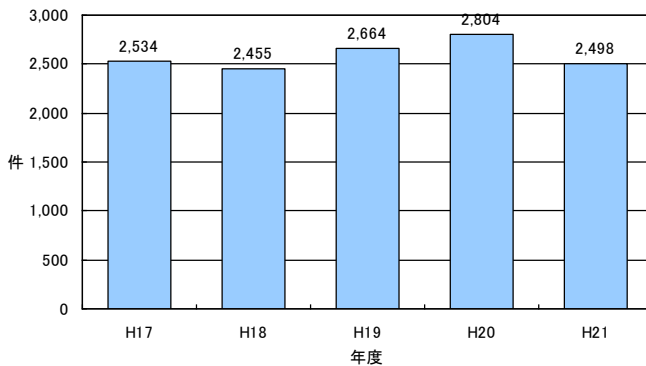
(単位:人)

障がい別	等級						計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚	61	38	17	9	21	20	166
	0	0	0	0	0	0	0
聴覚・平衡	1	49	27	88	1	73	239
	0	0	0	1	0	2	3
言語・音声	0	3	6	11	0	0	20
	0	0	0	0	0	0	0
肢体	293	335	245	395	186	83	1,537
	9	4	2	2	0	1	18
内部	312	6	72	117	0	0	507
	7	0	1	0	0	0	8
計	667	431	367	620	208	176	2,469
	16	4	3	3	0	3	29

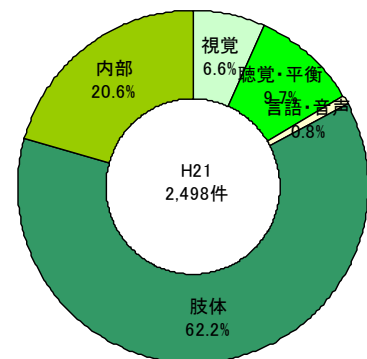
上段:18歳以上、下段:18歳未満

資料:滝川市事務概要調べ

■身体障がい者数の推移

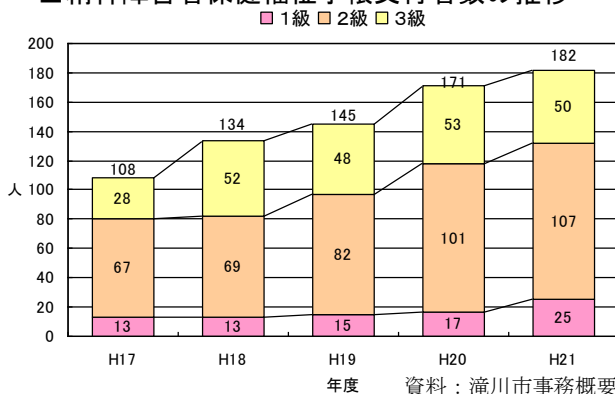


■身体障がいの種類



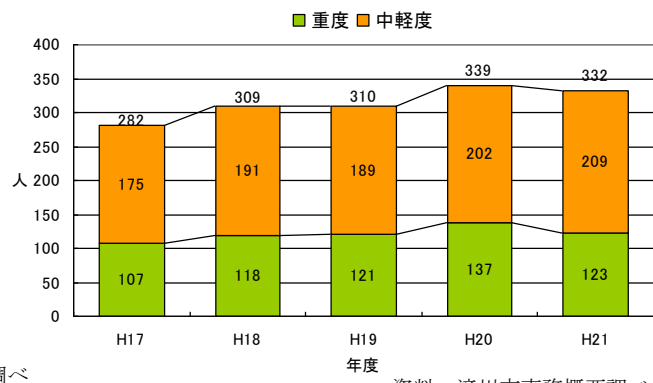
資料:滝川市事務概要調べ

■精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



資料:滝川市事務概要調べ

■療育手帳交付者数 (知的障がい者) の推移



資料:滝川市事務概要調べ

¹ 肢体:四肢の麻痺や欠損、あるいは体幹の機能障害、内部:心臓やぼうこう等の肢体以外の体の内部の障害、平衡:反射系と中枢系の連携障害、体平衡系の異常によって起こる障害

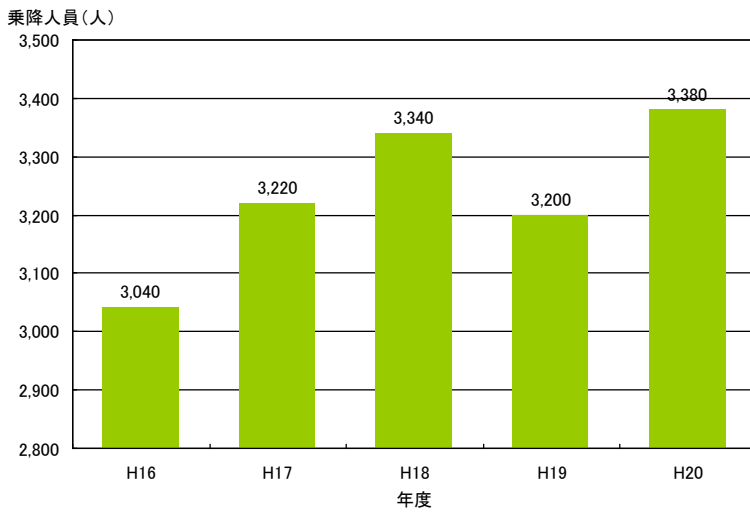
(4) 旅客施設・公共交通機関の概況

① J R 滝川駅

J R 滝川駅の利用状況を一日当たり J R 乗降人員数で見ると、平成 16 年度から平成 20 年度まで、3,300 人前後で推移しています。

J R 滝川駅は、一日平均利用者が約 3,300 人であり、北海道の重要幹線である函館線の特急停車駅、また、道東へ通じる根室線の始発駅であり、中空知地域の拠点的な旅客施設としての位置づけがあります。

■ J R 滝川駅の一日当たり乗降人員

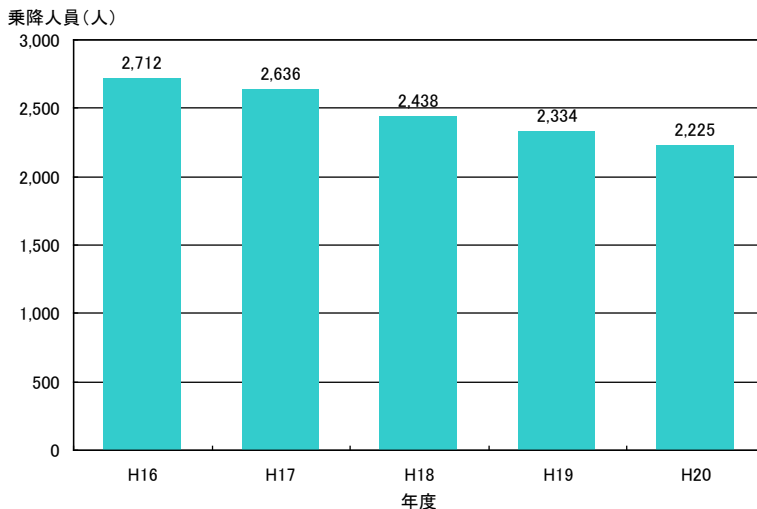


資料：北海道旅客鉄道（株）

② 中央バス滝川ターミナル

中央バス滝川ターミナルの利用状況を一日あたりバス乗降人員で見ると、平成 16 年度からは、経年的に減少しており、平成 20 年度で 2,225 人です。滝川市内のほか、新十津川、歌志内、芦別、砂川、奈井江方面、また、高速バスでは札幌方面にサービスしており、中空知圏内の広域的な旅客施設としての位置づけがあります。

■ 市内バスの一泊あたり乗降人員



資料：中央バス（株）

2.2 上位・関連計画

(1) 滝川市総合計画

滝川市では滝川市総合計画（平成13年4月策定）において『**みんなでつくりみんなで育む健康文化のまち**』をまちづくりのテーマとして滝川市の将来像を定め、土地利用においては市街地域を『**秩序ある土地利用を図るとともに、高齢者や障がい者に優しく潤いのある環境を有した活力ある市街地形成をめざす**』こととしています。また、まちづくりの目標においても『**すべての人が健康で安心して暮らせるまち**』として高齢者、障がい者も含め市民一人一人が明るく元気に、安心して暮らせるまちづくりを進めていくこととしています。

※同計画については、平成23年度に見直しを行います。都市づくりに関する部門については滝川市都市計画マスタープランの内容を反映することとなっています。

○滝川市総合計画

第1章「すべての人が健康で安心して暮らせるまち」

「暮らしやすい都市環境の整備」

障害者や高齢者が行動する上での物理的な障壁を取り除くため、段差の解消や障害者用トイレの整備等のバリアフリー化を公共施設や道路をはじめとして民間施設においても促進し、さらに「ユニバーサルデザイン」に配慮した整備促進を図ります。

また、そうした整備が「特別の整備」から「当たり前の整備」として定着するよう普及・啓発にも努めます。

第4章 すべての人が快適で潤いある環境が享受できるまち

「躍動する都市を支える交通の整備」

「滝川市障害者計画」に基づき、高齢者や障害者にも配慮した歩道空間の整備を推進します。

(2) 滝川市都市計画マスタープラン

滝川市都市計画マスタープラン（案）（計画期間：平成 23 年度～平成 32 年度）は、都市づくりのテーマを市民が創る「北のエコ・コンパクトシティたきかわ」として、下記の基本目標を掲げています。

基本目標 1: 高齢者・障がい者・子どもなど、みんなが暮らしやすい都市づくり

コンパクトで利便性の高い都市構造、ゆとりがあり快適に暮らせる居住環境、安心して安全に暮らせる都市、多様なニーズに対応できる都市を目指し、少子高齢社会において、高齢者、障がい者、子どもなど、みんなが暮らしやすい都市づくりを実現します。

基本目標 2: 既存ストックを活かした活力ある都市づくり

既存都市基盤の維持・活用を図りながら、都市機能の集約化を進め、中空知圏の中心都市としての役割を強化し、また、交通利便性を活かしてさらなる都市の活力を創出することにより、既存ストックを活かした活力ある都市づくりを実現します。

基本目標 3: 豊かな環境を守る・活かす都市づくり

重要な地域資源である豊かな自然環境、農村景観を保全し、また、石狩川、空知川の自然環境と密接に結びついた都市づくりをすすめるとともに、環境を活かして健康に暮らせる都市づくり、地球環境にやさしい都市づくりを目指し、豊かな環境を守る・活かす都市づくりを実現します。

【コンパクト化の基本方針】

滝川市における「エコ・コンパクトシティ」の実現のため、中心市街地の拠点機能の強化を図るとともに、これまで拡散的にひろがった市街地において、3つの市街地を中心として戦略的にコンパクト化を図るとともに、3つの市街地間のネットワーク化により一体的な都市の形成を図るとしてしています。コンパクト化の基本方針は以下のとおりです。

(1) 中心市街地の拠点機能の強化

都市の拡散による空洞化や活力低下が懸念される中心市街地の再生・活性化を図り、「エコ・コンパクトシティ」の核としての役割を担うため、中心市街地活性化基本計画との連携のもと、都市機能の集約、街なか居住の推進などにより歩いて暮らせるライフスタイルの実現、都市の中心地として市民の活動拠点の再構築を行います。

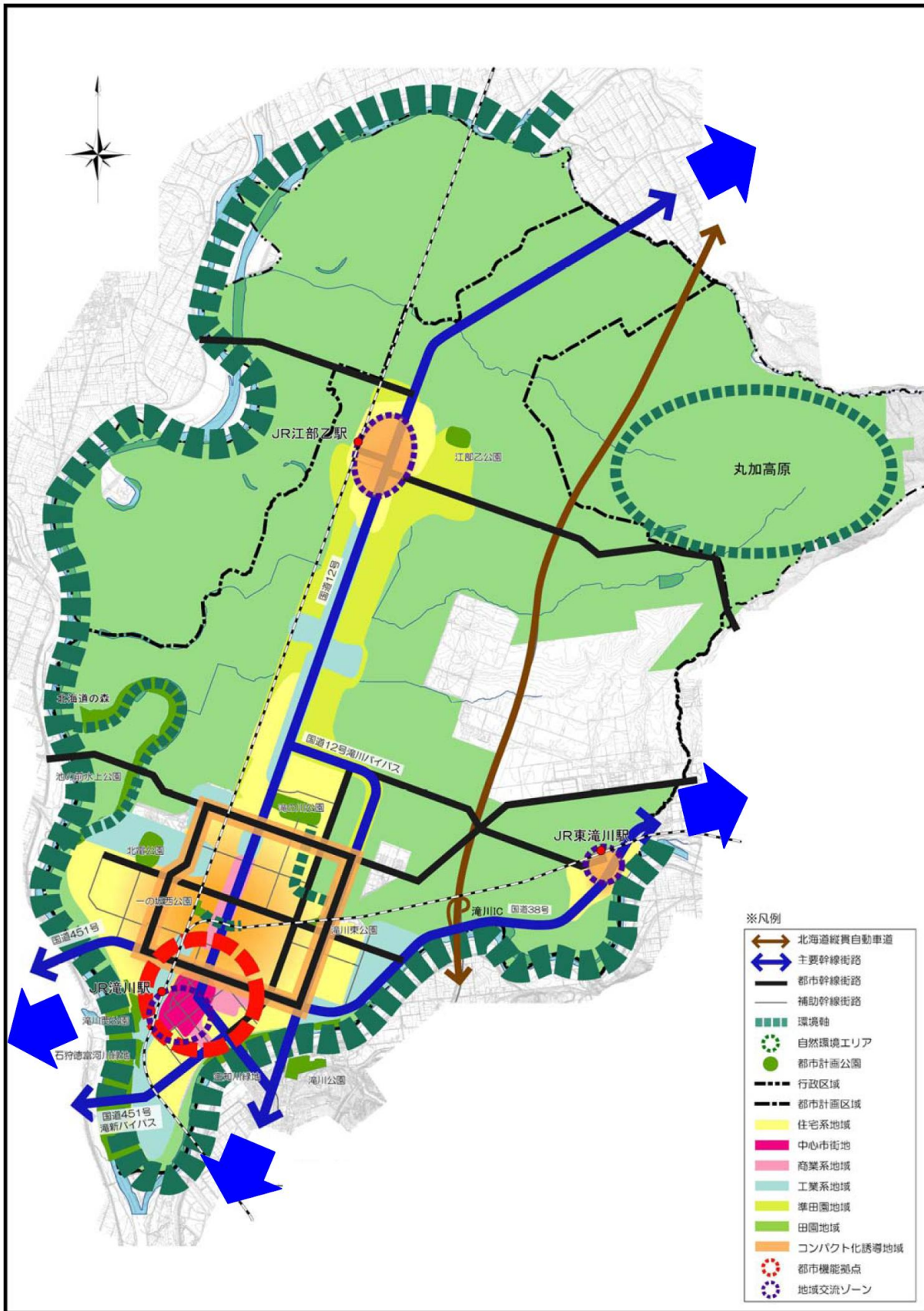
(2) 3つのコンパクトタウンの形成

滝川市に適した「エコ・コンパクトシティ」の実現のため、3つの「コンパクトタウン」を形成します。それぞれのコンパクトタウンは一定程度の自立性を保ちながら、地域の特性を生かしたライフスタイルを市民に提供します。また、空き地・空き家を活用し、コンパクトタウンにおける暮らしやすさと魅力の向上を図ります。

(3) コンパクトタウン間のネットワーク機能の強化

3つのコンパクトタウンは、それぞれの特徴を活かしながら相互に影響し合い、一体となった都市づくりを進めていきます。そのため、3つのコンパクトタウンを結ぶ主要幹線街路を活用し、アクセス性の向上、公共交通機関の利便性の向上などネットワーク機能の強化を図ります。

■ 将来都市構造図



資料：滝川市都市計画マスタープラン素案

(3) 滝川市都市交通マスタープラン

滝川市都市交通マスタープラン（案）（計画期間：平成 23 年度～平成 42 年度）では、滝川市が今後目指していく交通体系のテーマを「中空知圏の交通拠点としての役割を強化するとともにコンパクトな都市の骨格を形成し、円滑に移動でき、環境にやさしい交通体系」として、3つの基本的な視点（基本方針）を定めています。

1. 広域、中空知圏、都市内の多様なネットワークを支える交通体系

北海道の交通の要衝としての広域交通ネットワークの形成、中空知圏内の近隣市町村との交通ネットワークの形成、また、都市内の都市機能やコミュニティ拠点を結ぶ交通ネットワークの形成など、都市の活力を支える多様な交通ネットワークの形成を図ります。

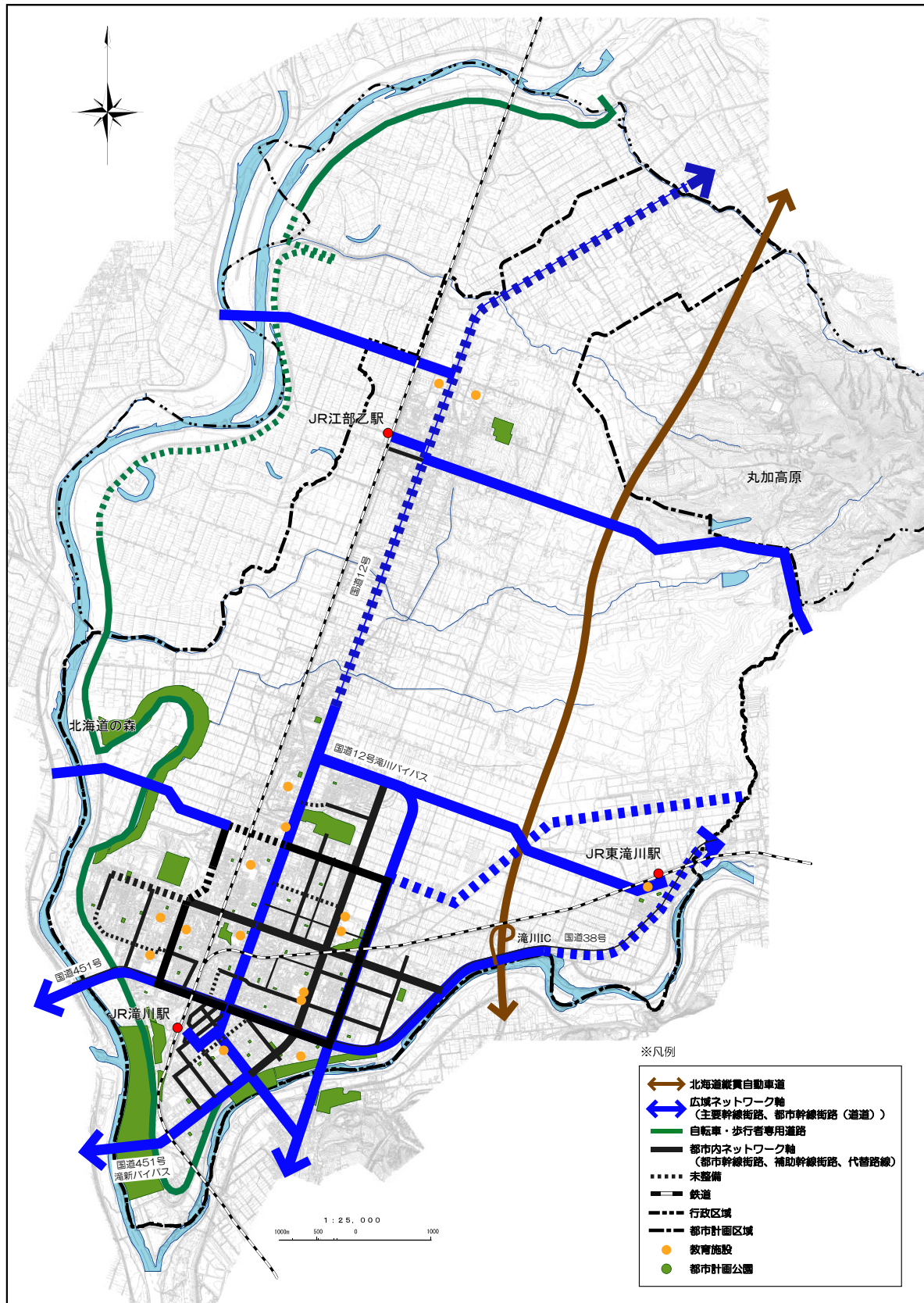
2. 移動の円滑性、安全性、快適性を備えた交通体系

都市内通過交通の排除、車道の4車線化等による移動の円滑化、冬期交通の安全性確保、歩行空間のバリアフリー化等による安全・快適性の確保、豊かな自然環境に調和した都市内道路景観の整備、都市内幹線街路から住居街区へのアクセス機能強化など、市民の快適な暮らしを支える都市内交通環境の向上を図ります。

3. 人と環境にやさしい交通体系

今後は、人と環境に視点を置いた交通体系の整備が重要であり、公共交通の役割をこれまで以上に重要なものとして位置づけ、高齢社会に対応した市民が利用しやすい体系を構築する必要があります。また、自転車・歩行者交通を重視し、市民が自転車を利用しやすく、歩行者が移動しやすい道路空間を形成するなど、二酸化炭素排出を削減し、環境負荷低減に寄与できる交通環境づくりを行います。

■自転車・歩行者ネットワークの整備方針図



資料：滝川市都市交通マスタープラン（案）

(4) 滝川市中心市街地活性化基本計画

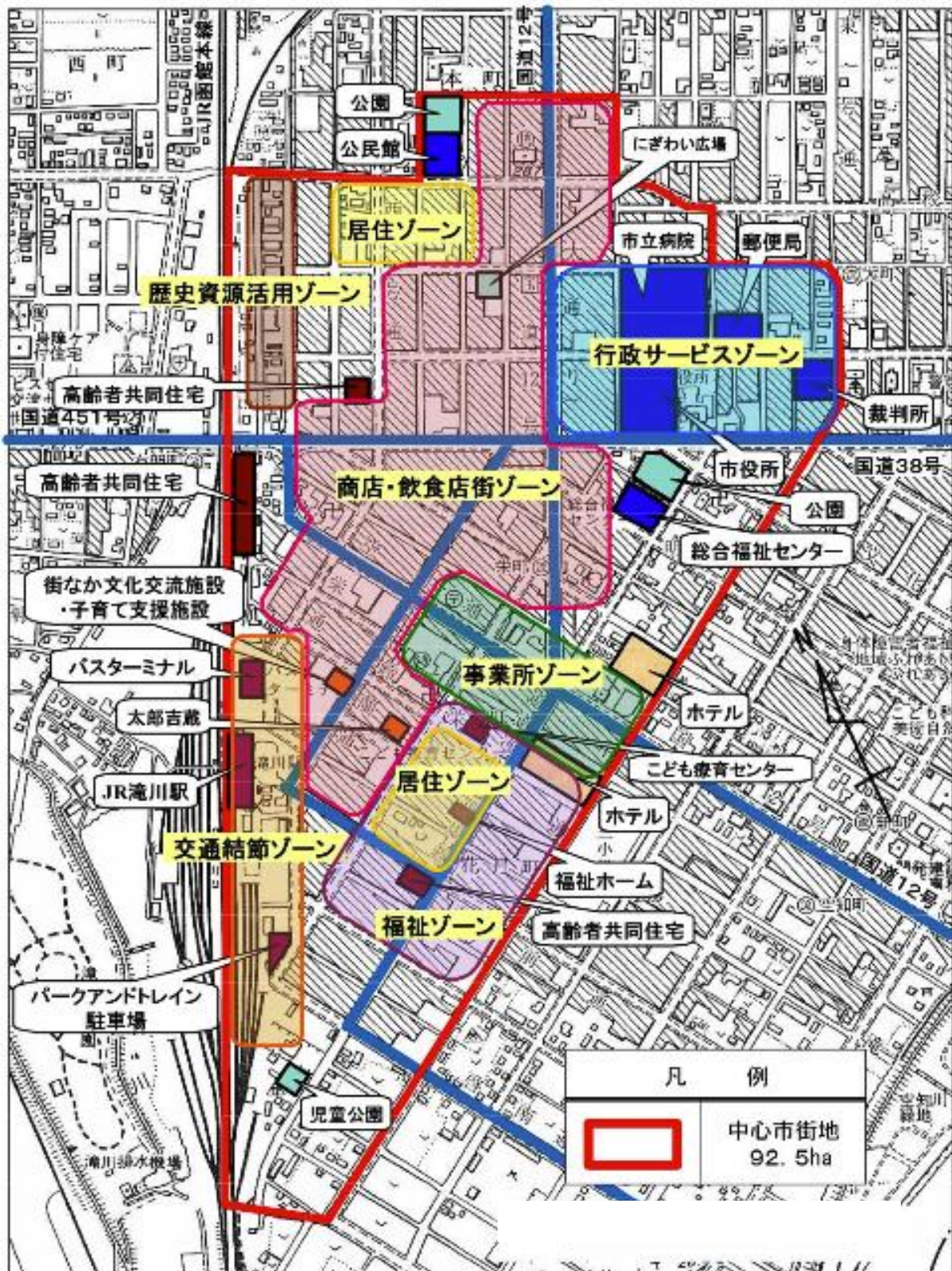
中心市街地活性化基本計画（計画期間：平成 20 年 3 月～平成 25 年 3 月）では、賑わい再生を最終目標とする中心市街地活性化基本方針を

- I 住みよい生活ステージ形成 既存集積を活かし既存ストックの再生利用を基本として、機能集積と街なか居住を推進し、市民活動の拠点となる中心市街地を形成する
- II 商店街協働コミュニティ形成 多様な主体が実施する事業に商店街が協働し、多くの市民が参加する活動を中心市街地に展開しコミュニティを再生する
- III 回遊・滞留ルート形成 高齢者や子供にやさしい施設や市民活動の拠点施設を結び、「楽しさ」「賑わい」を演出する回遊・滞留のルートを中心市街地に構築する

とし、下記のような事業を計画しています。

- | |
|--|
| <p>① 商店・飲食店街ゾーン
既存の 4 商店街(大通、銀座、鈴蘭、駅前)を中心とし、「賑わい再生ロード」を設定して、これを核として市民活動の活性化を図ります。
(・賑わい再生ロード事業・商店街拠点づくり事業)</p> <p>② 居住ゾーン
中心市街地エリアのなかでまちなか居住の推進を図り、他の都市機能と連携して「歩いて暮らせる居住環境」を形成します。
(・街なか共同住宅推進補助事業・市営住宅のまちなかへの移転、民間賃貸住宅の活用)</p> <p>③ 交流ゾーン
市内各所を結ぶ交通結節点である JR 滝川駅周辺とし、活発な交流を促す機能を強化することにより、市民、市外の来訪者等による多様なコミュニティを形成します。
(・集いの広場事業・駅前広場の交流機能の向上)</p> <p>④ 行政サービスゾーン
これまで進めてきた官庁街の形成をふまえ、市役所をはじめとした既存の官公庁施設の集積を活かし、さらなる機能向上、利便性向上、集約化を進めて市民生活の利便性向上を図ります。
(・滝川市立病院の改築・滝川市立図書館の移転・老朽化した建物の計画的な更新の検討)</p> <p>⑤ 福祉ゾーン
既存の福祉施設等の集積を活かし、福祉・交流機能を備えた高齢者マンション等の立地を促進するなど、他の都市機能と連携して「高齢者等が歩いて暮らせる居住環境」の形成を図ります。
(・福祉・交流機能を備えた高齢者マンション等の立地誘導)</p> <p>⑥ 事業所ゾーン
中心市街地の活性化を図る重要なゾーンとしてとらえ、今後も事業所の集積を図るとともに、商店・飲食店街ゾーン、交流ゾーンとの連携による回遊性向上等により、中心市街地の活性化を図ります。
(・事業所の立地誘導・商店・飲食店街ゾーン、交流ゾーンなど、他のゾーンへの回遊性の向上)</p> <p>⑦ 歴史資源活用ゾーン
滝川市の歴史を象徴する重要な地域資源と位置づけ、これらを活かして市民の交流、活動を促すとともに、都市の魅力向上を図ります。
(・歴史的建築物の活用事業)</p> |
|--|

■ 中心市街地の整備方針図



資料：滝川市中心市街地活性化基本計画

(5) 滝川市障がい者計画

滝川市障がい者計画（2008年度～2012年度）では、計画の基本的方向を、1）多様な生活を支えるサービスづくり、2）ライフステージや障がい特性に応じたサービスづくり、3）市民として共に生活する意識づくり、4）暮らしやすい都市環境づくり、5）障がい者施策を展開し推進する体制づくりとしています。

この中で、バリアフリーに特に関連の深い、4）暮らしやすい都市環境づくりでは、施策の基本的方向を以下のように設定しています。

(1) 都市機能の整備促進

①公共的施設・設備のバリアフリー化

公共施設・設備については、官公庁をはじめ、学校などの社会教育施設やスポーツ施設も含め、今後も車いす用スロープや障がい者用駐車場、オストメイト対応トイレなど、障がい者・高齢者等に配慮した計画的な整備・改善を、補助金等の活用を視野に入れて計画的に推進します。また、新たな施設や、公共性の高い民間施設についても、設置者等へ改善への協力を要請し、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備を推進します。

②道路及び公園環境の整備

道路については、歩道の段差や点字ブロックの設置など、障がい者の安全な歩行環境を確保できるよう、必要性、危険性の高い箇所から重点的に改修を行ってきており、今後も安全に移動できるような設備の整備、改修に取り組みます。公園についても、段差の解消や、障がい者用トイレの設置、危険箇所の改善を推進します。

(中略)

(3) 交通機能の整備促進

障がい者や高齢者に配慮した福祉車両の拡充を働きかけていくとともに、福祉施設等へ通所する場合の送迎サービスに対する補助を行います。また、重度障がい者に対するタクシー料金の助成制度の継続、公共交通機関や高速道路の割引制度、障がい者の運転免許取得や車両改造の補助などの各種制度の周知、利用促進を引き続き図っていきます。

第3章 重点整備地区におけるバリアフリー化の基本方針

滝川市においては、高齢化の進展への対応や障がい者が様々な活動に参加する機会を確保することが求められていること等から、上位・関連計画や本市の地域特性を踏まえ、ハード面、ソフト面から以下のような重点整備地区の基本方針を定めます。

① ユニバーサルデザインの視点に立った整備

すべての人が円滑に移動し、安全で快適に生活を営めるユニバーサルデザインの視点に基づいた中心市街地を形成するため、高齢者や障がい者等の視点を大切にしながら、利用しやすい歩行空間や施設などのバリアフリー化を進めます。

② コンパクトで歩いて暮らせる地域づくり

滝川市の新都市計画マスタープラン、都市交通マスタープラン等の交通体系の整備方針を踏まえ、重点整備地区において利便性の向上によるコンパクトタウンの実現を図るため、既存ストックを有効に活用しながら、歩行空間と建築物等のバリアフリー化を進め、歩いて健康に暮らせる地域づくりを目指します。

③ 冬期の積雪・凍結に対する配慮

冬期間の歩道は、積雪により幅員が狭く、路面に凹凸ができ、凍結で滑るなど、歩きづらい状況となりますが、現状の除雪には限界があります。このため冬季間も快適な歩行空間を確保するため、沿道住民による砂まき等の協力(体制)やパートナーシップ強化に努めます。

④ 心のつながりと仕組みづくりの促進

まち全体のバリアフリー化を進めるために、市民や企業の理解と協力を求めて、バリアフリーを行政と協働で進めるための啓発を行ないます。また、人と人とのつながりを深め、市民同士の助け合いや協力などマンパワーを活用する仕組みづくりを促進します。

このため地域住民や商店街との連携、ボランティア組織への協力など自発的な取り組みによる快適な歩行者空間づくりを促進していきます。

⑤ 段階的な整備の推進

まち全体がバリアフリー化するまでには多大な資金と長い期間が必要ですが、長期的な視点を持ちながら、バリアフリー実現に向けて徐々に改善していきます。また、利用者が多い路線や施設、緊急的な整備が求められる部分や簡易な整備が可能な部分等は優先的に整備を進めていきますが、改修・改良時期に至らない道路や施設は、現状施設の活用による整備を行うことで効果的なバリアフリー化を進めます。

第4章 重点整備地区の設定

第2章 2.2 上位・関連計画及び第3章 バリアフリー化の基本方針を踏まえ、重点整備地区を設定します。

4.1 地区の設定要件

重点整備地区の設定要件等は、バリアフリー新法第2条第21号と同法に基づき国が定めた移動等円滑化の促進に関する基本方針²三の2において、次の①~④のように定められています。

① 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

基本方針では、原則として、生活関連施設³のうち特定旅客施設又は特別特定建築物(官公庁施設、福祉施設等)に該当するものがおおむね3以上あることとしています。また、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区としており、その「徒歩圏内」の考え方の目安として、面積約400ha未満(2km四方)の地区としています。

② 生活関連施設及び生活関連経路⁴についてバリアフリー化事業が特に必要な地区

重点整備地区は、その趣旨から、バリアフリー化事業が重点的・一体的に実施される地区であることが求められます。基本方針では、この場合、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の状況や、これらの将来の方向性のほか、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断し、一体的なバリアフリー化事業が特に必要な地区であることを求めています。

③ バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

基本方針では、ここでの都市機能として、高齢者、障がい者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能などを掲げています。各種バリアフリー化事業の重点的な実施が、このような様々な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切であると認められる地区であることが求められます。

④ 境界の設定等

関係機関との連携や市民の理解を得ながら、バリアフリー化を一体的、着実に整備するため、重点整備地区の境界は、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示して定めます。

4.2 重点整備地区の設定

滝川市の中心市街地に位置するJR滝川駅の周辺地区は、滝川市中心市街地活性化基本計画等

² 移動等円滑化の促進に関する基本方針：国家公安委員会、総務省、国土交通省 告示第1号（平成18年12月施行）

³ 生活関連施設：高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設及びその他の施設

⁴ 生活関連経路：生活関連施設相互間を結ぶ経路

により、計画的な土地利用の推進と駅を中心として多くの人が集い交流する活力ある地域拠点づくりが進められています。また、JR滝川駅を含む周辺地区には市役所や市立病院などの公共施設のほか、病院や福祉施設も多く存在し、かつ駅周辺住民の高齢化が進んでいる状況であることから、この周辺地区は早急なバリアフリー化が求められています。

これらを踏まえ、重点地区の範囲を基本として以下の考え方にに基づき設定します。

○生活関連施設（旅客施設）であるJR滝川駅周辺の2km四方で市役所・市立病院等の公共施設を含む徒歩圏内

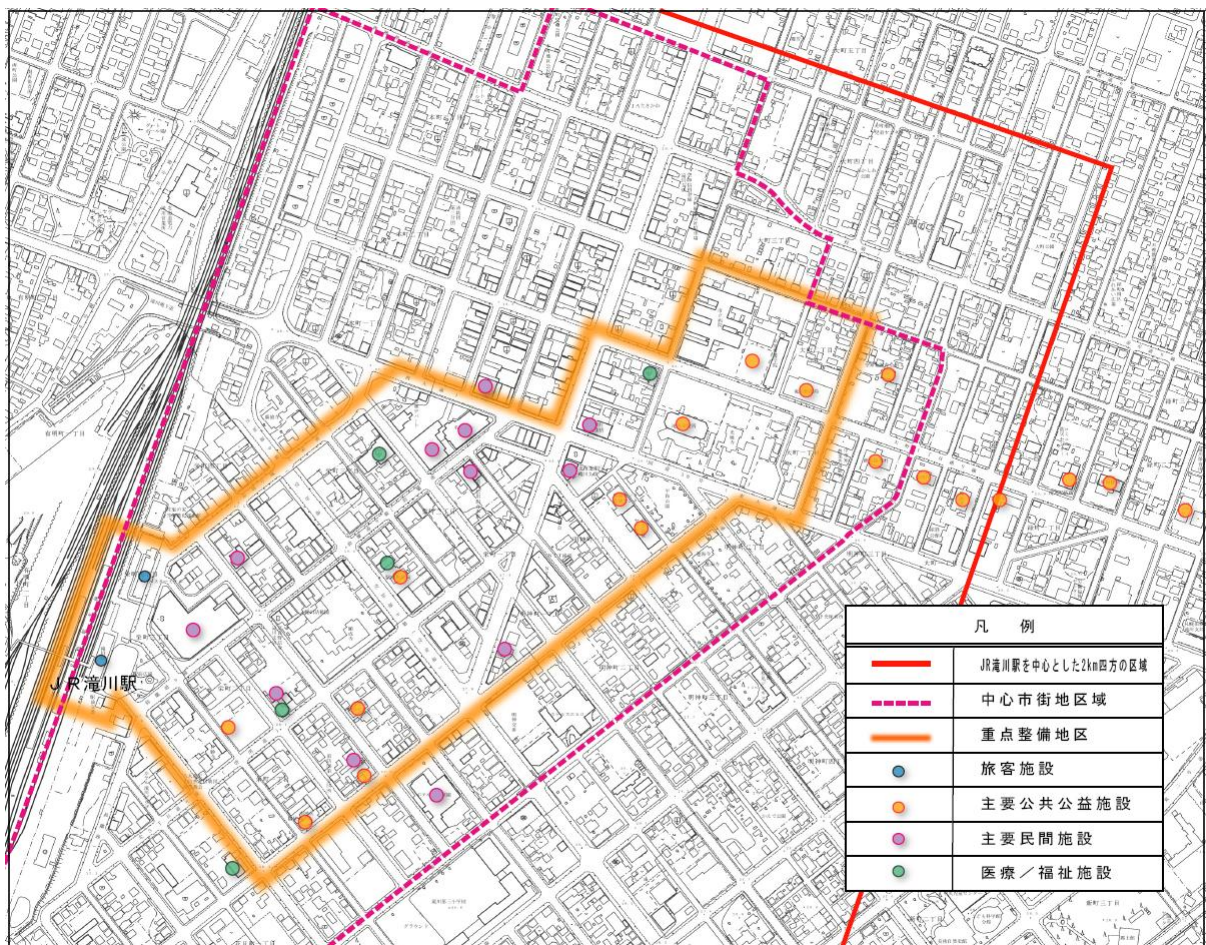
○生活関連経路を包括する範囲

○区域の境界は主要な道路、鉄道等の地形・地物を基本とし、他の関連事業（滝川市中心市街地活性化基本計画における重点地区等）の範囲との整合性を図る

4.3 重点整備地区の区域等

地区の設定の考え方、重点整備地区要件等を踏まえ、下図に示す滝川駅東側の範囲を中心に、バリアフリー化を重点的・一体的に推進する重点整備地区に設定します。

■重点整備地区（JR滝川駅周辺地区）



第5章 生活関連施設及び生活関連経路の設定

5.1 生活関連施設の設定

生活関連施設には、公共・民間施設を問わず、様々な施設が該当します。「相当数の高齢者、障がい者等が利用する(バリアフリー新法第二条二十一号イ)」という観点で、滝川市民の利用の実情に応じて、幅広く選定します。また、生活関連施設の選定の考え方として、以下のような事項を考慮します。

○不特定多数の人が利用する施設

○公共性、公益性の高い施設

○高齢者、障がい者等が日常生活及び社会生活において利用する施設

○事業化に向け施設管理者や関係機関との調整を要する施設

(1) 対象となる生活関連施設等

重点整備地区におけるバリアフリーネットワーク経路を構成する「生活関連施設等」は、以下のように設定し、管理者等との協議を図ります。

■生活関連施設

施設名	施設の名称	管理者	備考
旅客施設	J R滝川駅	J R北海道	特定建築物
	中央バス滝川ターミナル	北海道中央バス	特定建築物
建築物	滝川市役所・図書館	滝川市	特別特定建築物
	総合福祉センター	滝川市	特定建築物
	保健センター	滝川市	特定建築物
	滝川市南地区福祉ホーム	滝川市	特定建築物
	滝川市立病院	滝川市	特別特定建築物
都市公園	平和公園	滝川市	街区公園

■その他の施設

施設名	施設の名称	管理者	備考
信号機	自動信号機・音響信号機	公安委員会	
	手動信号機	公安委員会	
道路標識・道路標示	視覚障がい者用横断帯等	公安委員会 道路管理者等	

(2) 生活関連施設における移動等円滑化に関する事項

設定した生活関連施設におけるバリアフリー化に関する整備方針を以下に示します。

① 生活関連施設

1) 旅客施設（JR滝川駅）

JR滝川駅の管理者である北海道旅客鉄道（株）と行政が協力して、高齢者、障がい者及び妊婦や子供たちも快適に安心して利用できるよう駅舎のバリアフリー化を目指します。

- 駅舎内、プラットホームに視覚障がい者誘導用ブロックを敷設します。
- 出入口付近に施設の構造及び移動円滑化の主要設備配置を示す点字案内板を設置します。
- 駅舎出入口ドアに車いす利用者が使いやすい自動ドアを設置します。
- 改札口から各プラットホームに繋がる跨線橋にエレベーター等の昇降設備を設置します。
- 改札口からの段差が3段ある1番プラットホームの段差を解消します。
- 駅舎内トイレ入口部分における段差解消と障がい者用便所を設置します。
- 「移動等円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準（以下「公共交通移動等円滑化基準」という）」に基づき整備します。

2) 旅客施設（中央バス滝川ターミナル）

バスターミナルの管理者である北海道中央バス（株）と行政が協力して、高齢者、障がい者及び妊婦や子供たちも快適に安心して利用できるよう、バスターミナルのバリアフリー化を目指します。

- 改札口ドアにおける車いす利用者の通行に支障のないような幅員の確保やドアを改善します。
- バスターミナル内における視覚障がい者誘導用ブロックを敷設します。
- その他移動円滑化に要する設備は「公共交通移動等円滑化基準」に基づき設定します。

3) 建築物

- 滝川市役所・図書館、総合福祉センター、保健センター、滝川市南地区福祉ホーム、滝川市立病院では、すべての人が安全かつ円滑に当該建築物を利用できるように、道路等の敷地の外部から施設内までの1つ以上の移動経路を確保するために、今後、施設管理者と協議・調整を進め、必要な整備内容を設定します。
- 建築物特定施設⁵は、バリアフリー新法の利用円滑化誘導基準及び「北海道福祉のまちづくり条例⁶」に基づき整備します。

⁵バリアフリー新法施行令第6条に規定される建築物内の移動に関わる施設。出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機、便所、ホテル又は旅館の客室、敷地内の通路、駐車場等が含まれる。

⁶バリアフリー化のため平成10年4月から施行された条例であり、ユニバーサルデザインの普及や社会情勢変化に伴いハード・ソフト両面からの総合的な福祉のまちづくりを進める観点にたち平成15年8月に改正されている。

4) 都市公園

- 平和公園では、高齢者、障がい者及び妊婦や子供たちも、快適に安心して利用できるように努め、引き続き必要な維持管理を行います。
- 「都市公園移動等円滑化基準」及び「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき整備します。

(3) 公共交通機関における移動等円滑化に関する事項

公共交通機関のバリアフリー化に関する整備方針を以下に示します。

① 鉄道車両

- 鉄道車両のバリアフリー化については、北海道旅客鉄道（株）とともに継続的な推進が図られるよう努め、利便性の高い交通環境の整備を進めます。
- 車両の更新の際には、「公共交通移動等円滑化基準」等に基づき導入します。

② バス車両

- バス車両のバリアフリー化については、中長期的な対応として車両更新時の低床バスの導入の継続的な推進が図られるようバス事業者（北海道中央バス（株）、空知中央バス（株））とともに努め、利便性の高い交通環境の整備を進めます。
- 車両等更新の際には、「公共交通移動等円滑化基準」等に基づき導入します。

5.2 生活関連経路の設定

5.1 で設定した生活関連施設をネットワークする生活関連経路を設定します。

重点整備地区内でネットワークを構成する生活関連経路は、以下のような事項を勘案して設定することが重要です。

○旅客施設と市役所、市立病院等官公庁施設、福祉施設を最短で結ぶ骨格となる経路

○より多くの人が行き交う道路種別が補助幹線以上の道路（特に主要幹線道路）

○生活関連施設の立地状況や重点整備地区の歩行者ネットワークの実情を十分に考慮した経路

移動円滑化のための取り組みについては、重点整備地区内の施設配置、歩行者等の移動実態を考慮し、実効性・即効性の高い経路を優先して順次取り進めていくこととします。

重点整備地区内の生活関連経路以外の経路についても、必要に応じてバリアフリー化を順次進めます。

(1) 対象となる生活関連経路等

重点整備地区内のバリアフリーネットワークを構成する生活関連経路の道路及びその区間は、以下のように想定し、管理者との協議を図ります。

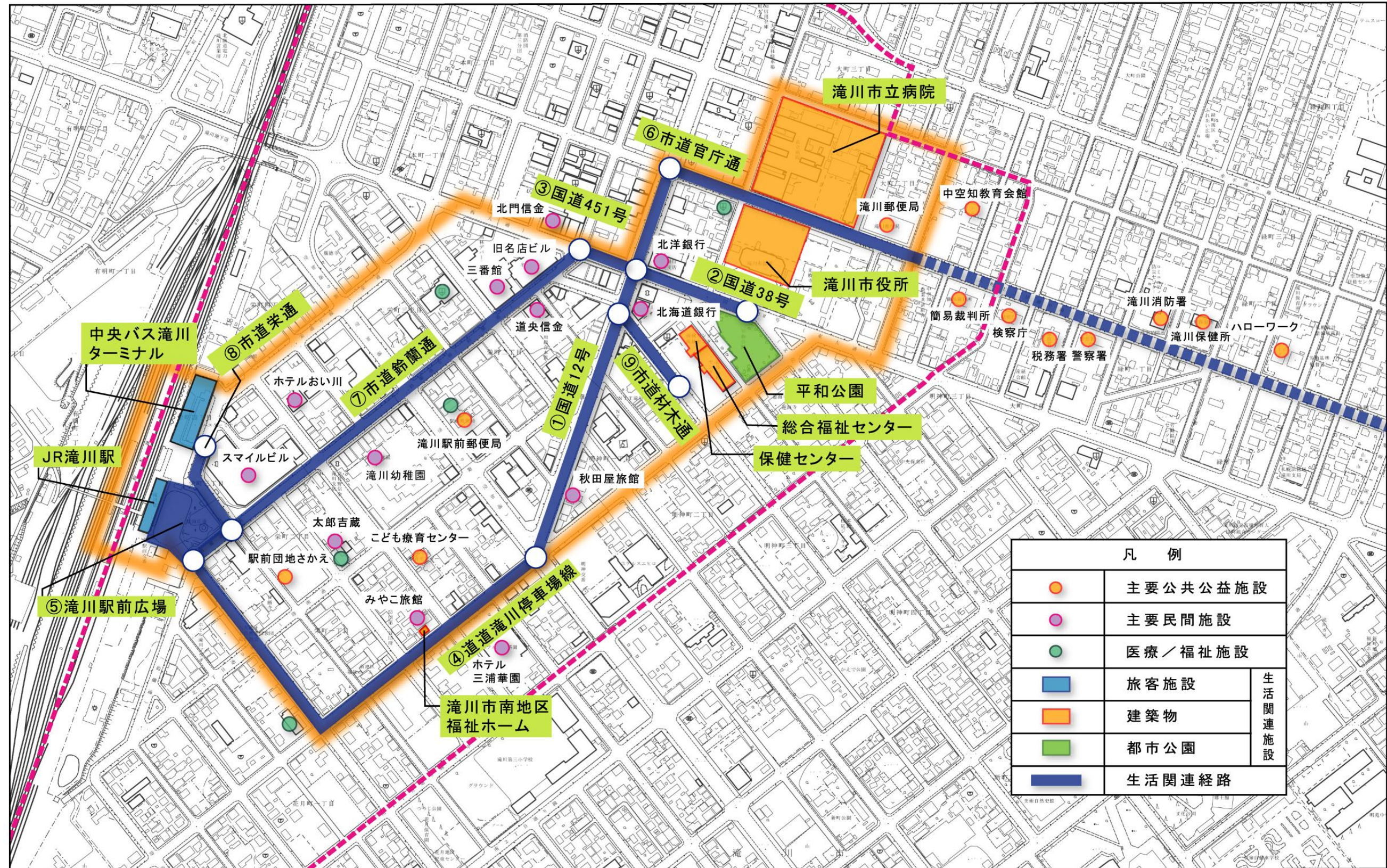
■生活関連経路

種類	路線名	区間
国道	①国道 12 号	花月町 1 丁目～大町 2 丁目
	②国道 38 号	国道 12 号交点～明神町 2 丁目
	③国道 451 号	本町 1 丁目～国道 12 号交点
道道	④道道滝川停車場線	鈴蘭通～国道 12 号交点
市道	⑤滝川駅前広場	滝川駅前（鈴蘭通）
	⑥市道官庁通	国道 12 号交点～大町 1 丁目
	⑦市道鈴蘭通	滝川駅前広場～国道 451 号交点
	⑧市道栄通	鈴蘭通～バスターミナル
	⑨市道材木通	国道 12 号交点～明神町 1 丁目

(2) 生活関連施設及び生活関連経路の設定

重点整備地区における生活関連施設及び生活関連経路は以下の図に示すように設定します。

■生活関連施設及び生活関連経路



(3) 生活関連経路における移動等円滑化に関する事項

長期的な展望を明らかにする観点から、重点整備地区内において中長期的な整備の対応となるものについても、整備方針を示します。

1) 歩道の段差、傾斜、勾配等の改善

歩道の段差、傾斜、勾配等の不良箇所、路面の凹凸、波打ち等については、周辺状況を考慮しつつ維持・修繕を必要に応じて行い、大規模な改修を必要とするものは道路改良等の時期に合わせ、基準値を満たすよう改善し、高齢者や障がい者をはじめ、誰でも円滑に移動できるよう整備を行います。

2) 視覚障がい者誘導用ブロックの設置と改善

視覚障がい者誘導用ブロックを必要箇所に設置するとともに、既設ブロックの形状や色の改善を行いません。ブロックの色については黄色を基本とし、舗装の色との対比や景観等への配慮が必要な場合は他の色を用いてブロックを明確に識別できるようにします。

3) 放置自転車対策

駅前の歩道上、特にＪＲ滝川駅から中央バス滝川ターミナルに至る部分及び駅前再開発ビル公開空地側に常時自転車が不法に駐輪され歩道幅員が狭くなっています。歩道上の迷惑駐輪を防止するため、駅前駐輪場の利用促進に向けた啓発や関係機関と連携した適切な指導と各種ハード整備事業の中で駐輪場の新設等の対策も検討します。

4) 信号機等の改善

視覚障がい者が安全・安心に道路を横断できるように必要な箇所に音響式信号機等の設置を検討します。

5) 冬期間における歩行環境の改善

冬期間は、積雪や路面の凍結等により、有効な歩道幅員が確保できなかつたり、つるつる路面等により歩行しづらい状況となることから、適切な対策を検討します。

また、快適な歩行環境確保のためには、地域住民の協力が不可欠となることから、地域住民や商店街関係者との連携を図り、冬期対策に取り組みます。

(4) その他施設の移動円滑化に関する事項（滝川駅前広場）

滝川駅前広場整備に当たっては、以下の整備方針に基づき、関係機関と検討を図ります。

1) 歩行者動線の確保

ＪＲ滝川駅から中心市街地や中央バス滝川ターミナルへ至る駅前広場内の歩行空間は規定の幅員は確保されていますが、地下歩道入口部分に近接していることから歩行者が利用しやすい動線となっておりません。歩行者や車いす等に十分配慮した歩行空間となるよう幅員拡大を含め動線の改善を行います。

2) 駅前広場内の段差や勾配、凹凸の改善

駅前広場における歩道部舗装面の破損や凹凸による障害、マンホール蓋周囲のインターロッキングの沈下、段差及び勾配等については、維持・修繕を必要に応じて行い、大規模な改修を必要とするものはその整備時期に合わせ、基準値を満たすよう整備を行ないます。

3) 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設

視覚障がい者誘導用ブロックを必要箇所に設置します。ブロックの色については黄色を基本とし、舗装の色との対比や景観等への配慮が必要な場合は他の色を用いてブロックを明確に識別できるようにします。

4) わかりやすい案内サインの設置

J R 滝川駅から他の交通機関（バス、タクシー）へのアクセスをスムーズに行なえるようにわかりやすい案内サインを設置します。

第6章 重点整備地区の現状と課題

6.1 フィールドチェック調査

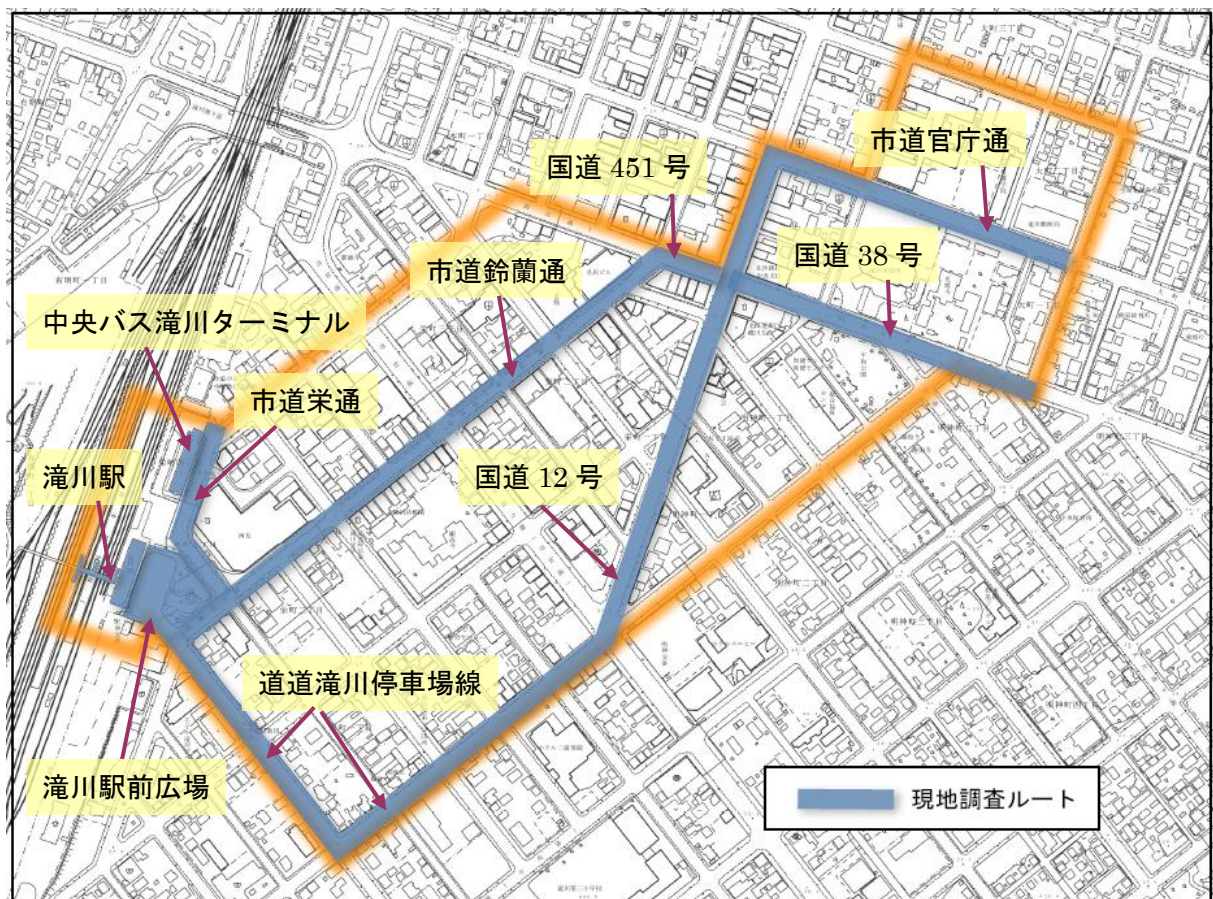
まちの玄関口であるJR滝川駅及び中央バス滝川ターミナル、また生活関連経路について、現地を踏査して点検調査を実施しました。

当日は車いす利用者や視覚障がい者の方々に参加をいただき、障がいを持った方の視点による障壁のチェックを行い、問題や課題に対する意見を基本構想策定の参考に出来る限り反映することとしました。

【フィールドチェック調査日時】 : 平成16年9月6日(月) 午後1時30分～午後4時

【現地調査日時】 : 平成22年9月～12月

■現地調査ルート

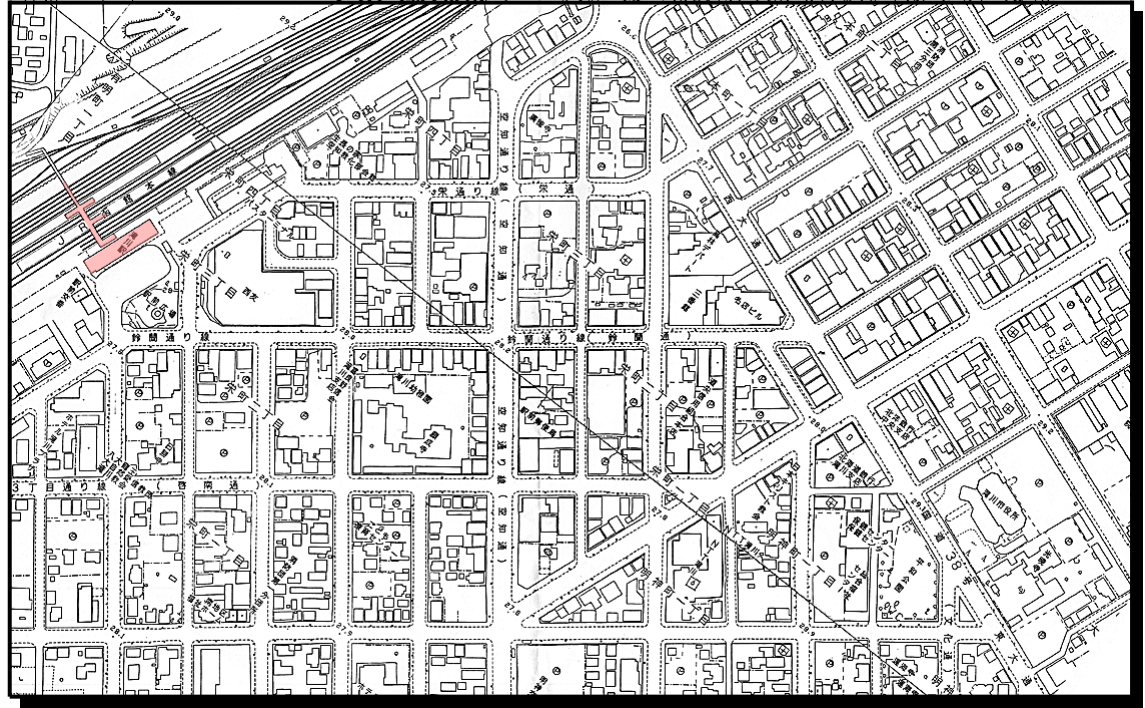


6.2 バリアフリー化に向けた問題点・課題

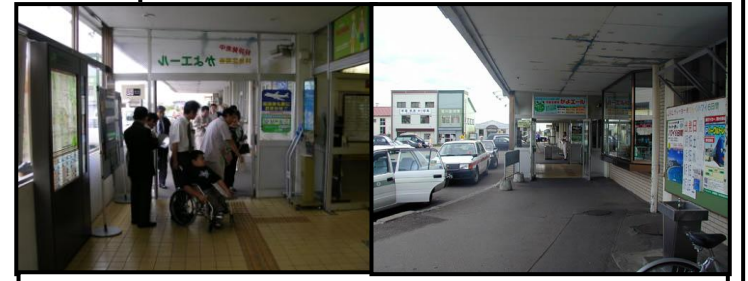
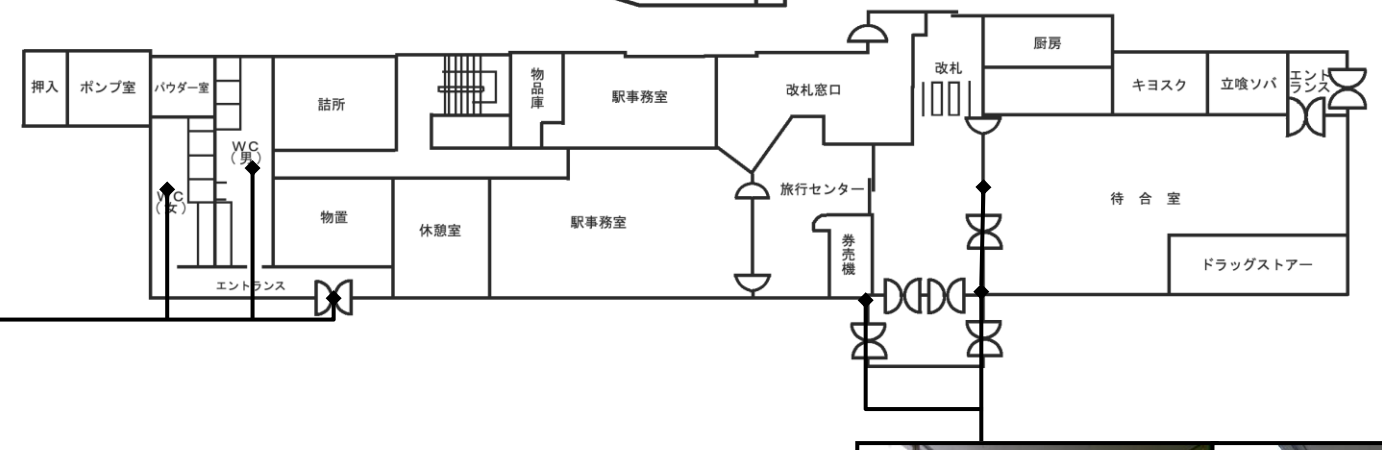
フィールドチェック結果及び現地調査結果から下記の問題・課題が整理され、それぞれ対応や解決策を検討し、具体的な特定事業につなげていきます。

調査箇所	チェックポイント	問題点・課題
滝川駅 (旅客施設)	■ホーム	改札口からホームにつながる跨線橋にエレベーター等の昇降設備が設置されていない。1番ホームに3段の段差がありホームに上がれないため利用が困難
	■駅出入口	手動式開閉となっているため、車いす使用の際障がい 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設は施設内のみで外からの誘導がされていない
	■トイレ	段差が高く車いす利用者には使用不可能。腰掛け便座がなく和式便器となっている。また、手すりの設置がされていない。視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されていない
中央バス滝川 ターミナル	■出入口	出入口の段差が車いす利用者の障害であり、出入口のドアが重く開閉困難
	■待合所	待合所に視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されていない
	■改札口	通路幅が狭く車いすの大きさによって通過困難な改札口。手動式のため開閉困難
	■ホーム	転落防止用の柵がなく視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されていない
滝川 駅前広場	■駐車場	身体障がい者専用の駐車場が設置されていない
	■その他 (案内板等)	駅周辺の総合案内板がない。視覚障がい者の用誘導ブロックが敷設されていない
道路	○国道12号	交差点部には視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている。歩道の横断勾配は緩やかで車いすの通行幅は確保されているが、舗装が不陸となっている
	○国道451号	交差点部には視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されているが、基準に合致していない。急な横断勾配や舗装の不陸が障がい者への悪影響が懸念される
	○国道38号	交差点部には視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている。幅員や舗装の状態は良好であるが、インターロッキングブロック舗装が車いすに悪影響である
	○道道滝川停車場線	交差点部には視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されているが舗装と同色で弱視者は見えづらい。幅員は確保されているが、舗装の不陸や勾配が急となっている
	○市道官庁通	交差点部には視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている。幅員は確保されているが、舗装が不陸状態である
	○市道栄通	自転車が歩道幅員の大半を占めており、車いすに限らず歩行者の通行に支障をきたしている。幅員は確保されているが横断歩道がなく勾配も急である 地下歩道の出入口・昇降施設は車いすや視覚障がい者に対応していない
	○市道鈴蘭通	交差点部には視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されているが、舗装と同色で弱視者は見えづらい。舗装の不陸や勾配が急となっている。

フィールドチェック結果 JR 滝川駅 (駅舎・プラットホーム)

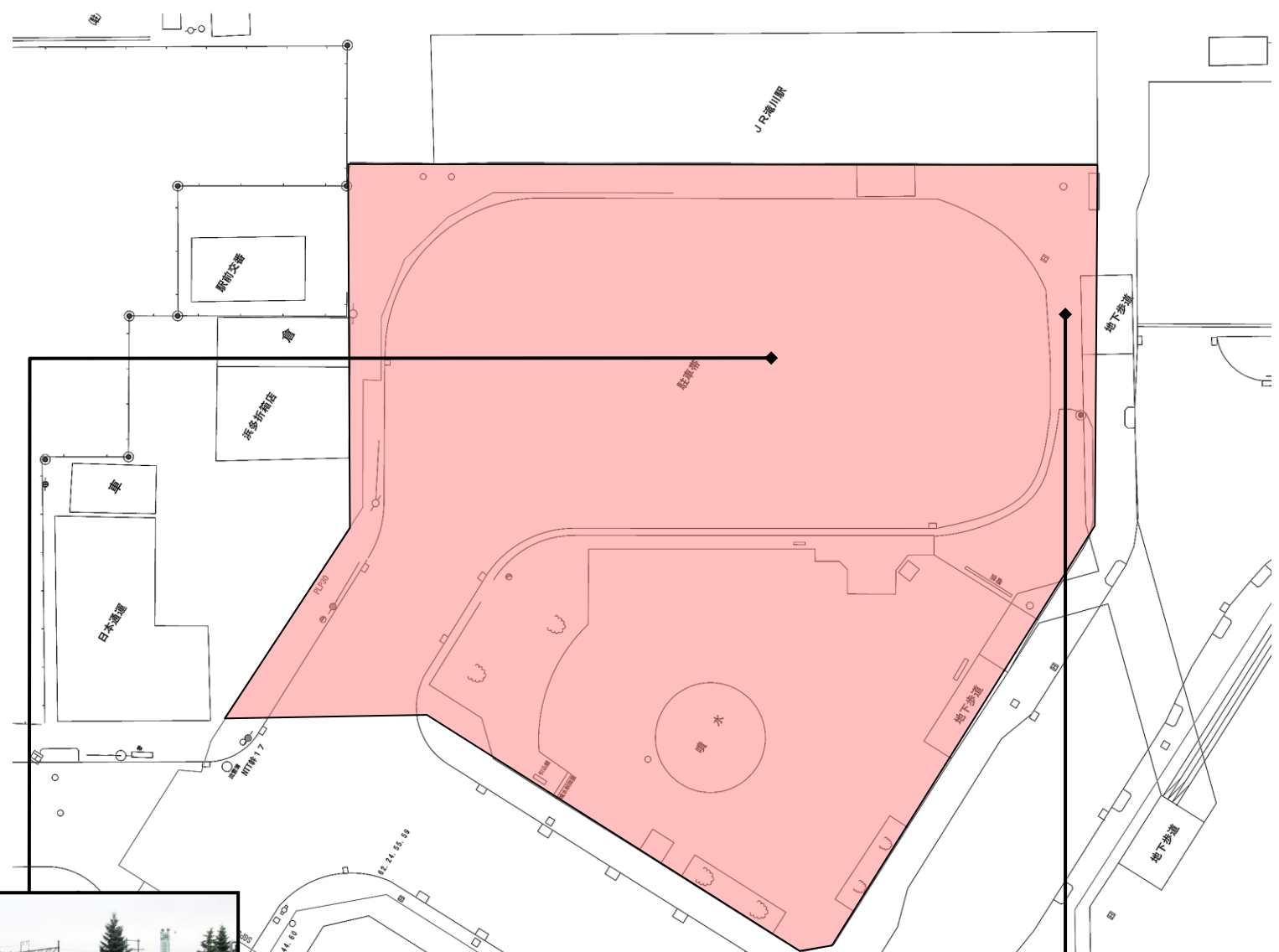
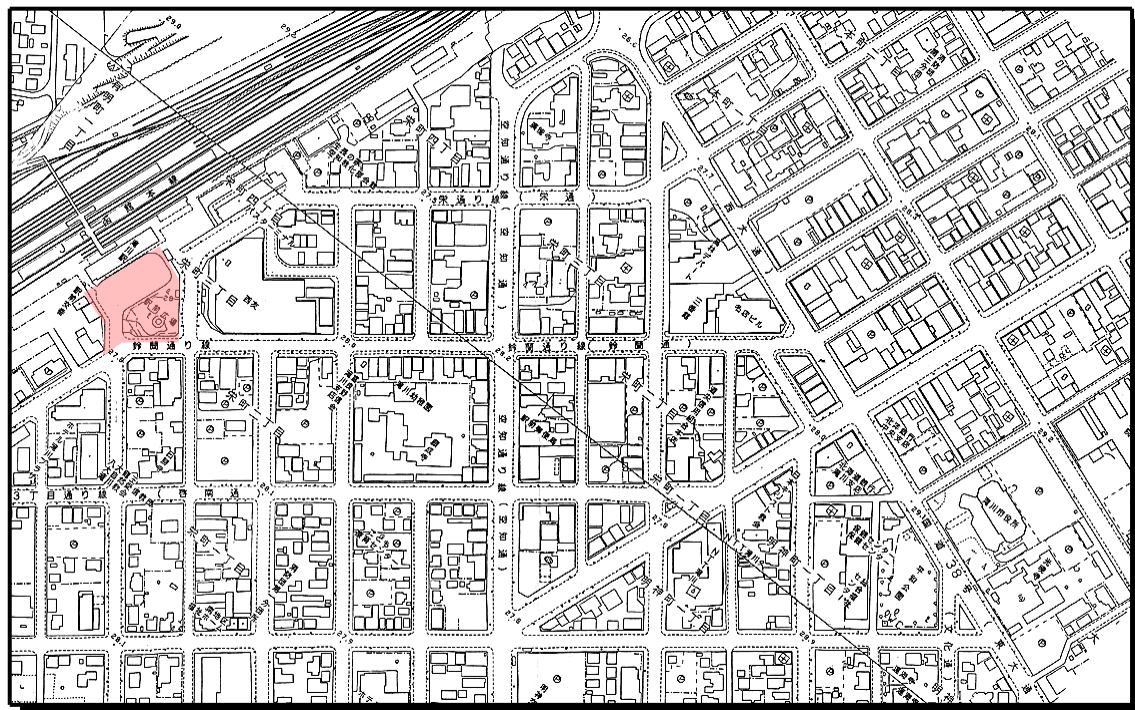


■段差が高く車椅子利用者には使用不可能。
 ■腰掛け便座がなく和式便器となっている。また、手すりの設置がされていない。
 ■点字ブロックが敷設されていない。



■手動式開閉となっているため、車椅子使用の際障害となっている。
 ■点字ブロックの敷設は施設内のみとなっており、外からの誘導がされていない。

フィールドチェック結果滝川駅前広場



- 駅周辺の案内表示板がない。
- インターロッキングの沈下や、マンホールの段差がある。
- 専用駐車場がない。
- 自転車等により通行障害となっている。
- 点字ブロックが敷設されていない。



- 中心部やバスターミナルに至る歩行者動線が狭く通路が曲がっているため分かりにくいアプローチとなっている。

フィールドチェック結果中央バス滝川ターミナル



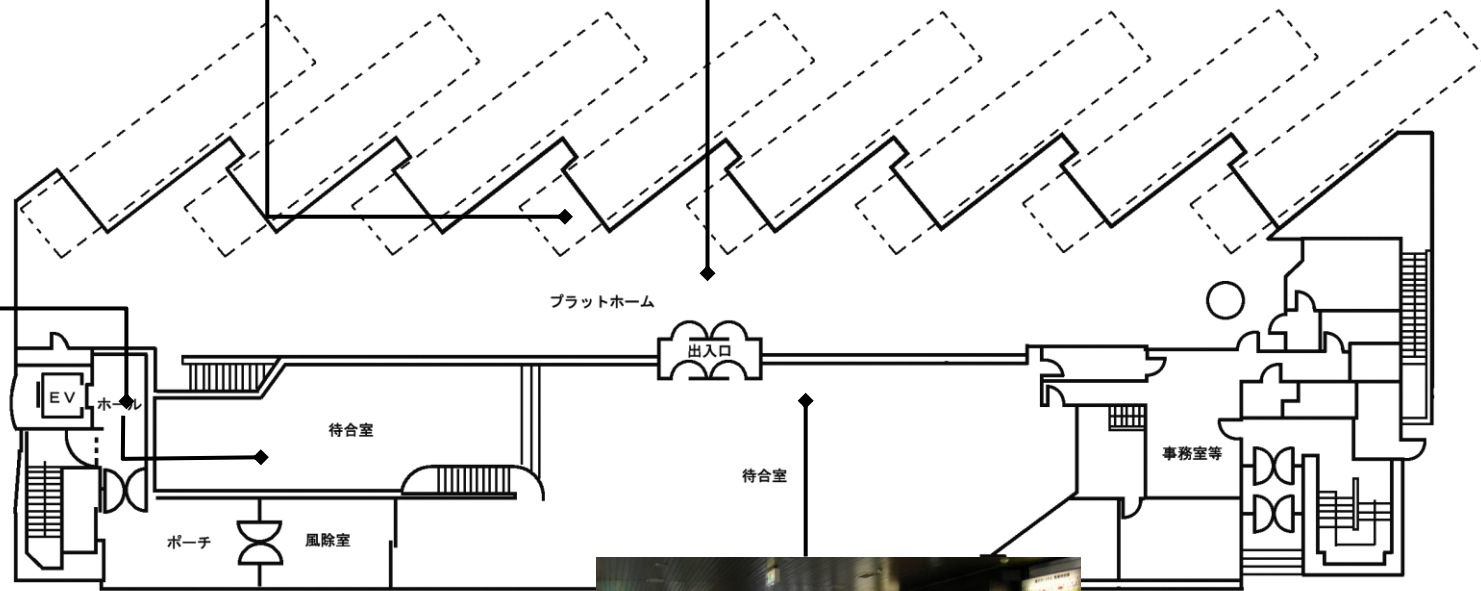
■ 転落防止用の点字ブロックが敷設されていないホーム。



■ 通路幅が狭く車椅子の大きさによっては、通過困難な改札口。
■ 手動式のため開閉に困難。

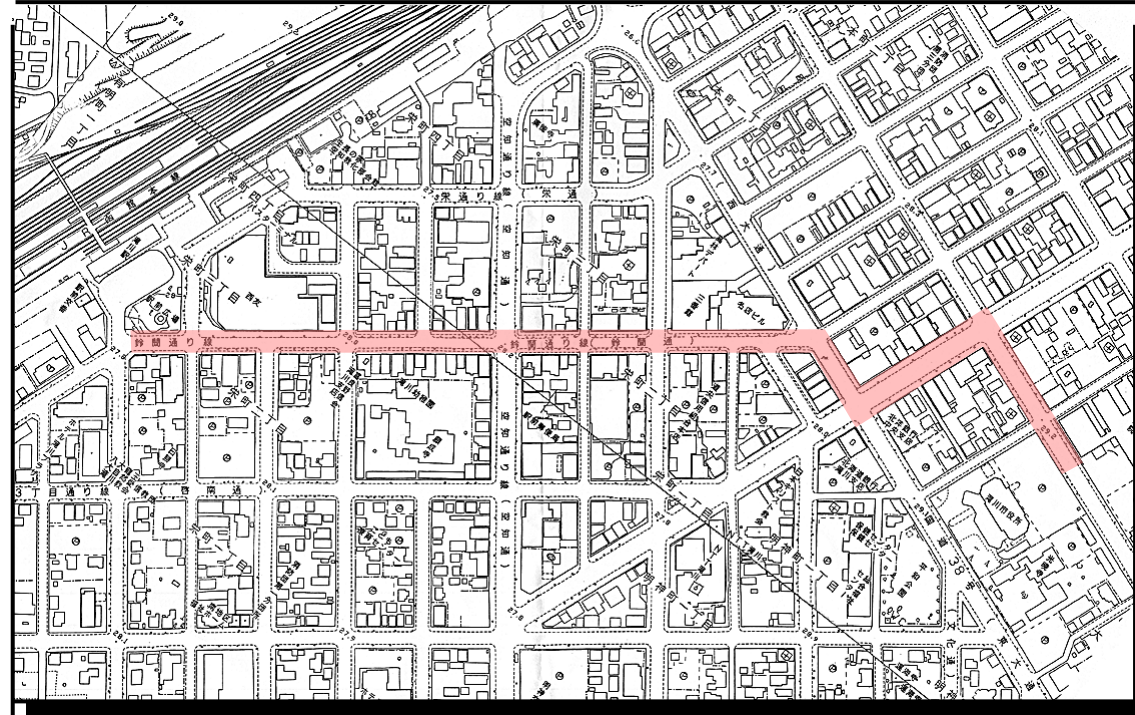


■ 出入口の段差が車椅子利用者の障害となっている。
■ 出入口のドアが重く開閉は困難である。



■ バスターミナル内に点字ブロックが敷設されていない。

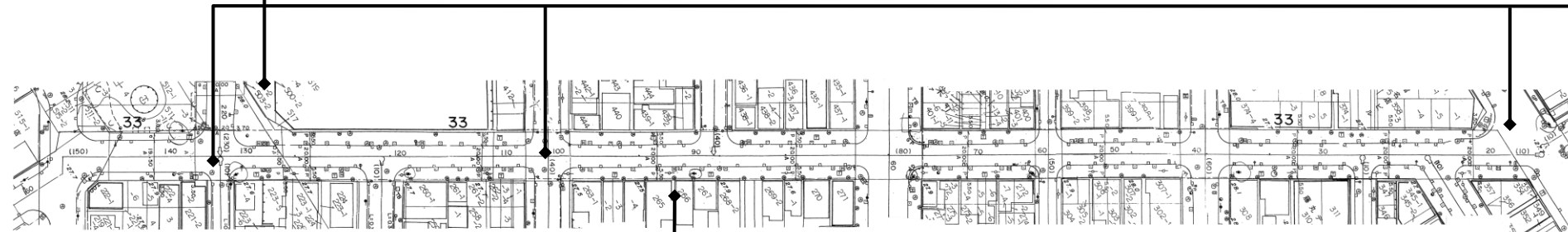
フィールドチェック結果道路 (鈴蘭通・国道 451 号・国道 12 号・官庁通)



■歩道上に駐輪され、歩道幅員が狭くなり通行に支障がある迷惑駐輪自転車。



■歩道と車道の段差が高く、ところどころ一人では歩行が困難な箇所がある。
 ■勾配がきつく歩行に困難である。
 ■交差点を示す警告ブロックはあるが、老朽化や識別不可能な箇所がある。
 ■横断歩道及び周辺に段差付のマンホールがあり歩行の障害となっている。



■インターロッキングの沈下による段差で歩行の障害となっている。



■看板、旗立台、アーケードの支柱により通行を障害している。



■音響信号機が設置されていない交差点信号機。

6.3 フィールドチェック及び現地調査の調査結果

(1) JR 滝川駅（旅客施設）




写真	現況コメント
	<p>J R 滝川駅： 富良野方面のホームは1番ホームで段差があり、視覚障がい者誘導用ブロックも設置されていない。</p>
	<p>J R 滝川駅： 札幌方面の特急のホームは4番ホームで跨線橋を階段で移動しなければならない。</p>
	<p>J R 滝川駅： 跨線橋の階段に視覚障がい者誘導表示がない。</p>

写真	現況コメント
	<p>JR滝川駅： トイレの出入口には段差があり、自動ドアではないので、車いす等には利用しづらい。また、多目的トイレも設置されていない。</p>

(2) 中央バス滝川ターミナル（旅客施設）



写真	現況コメント
	<p>中央バス滝川ターミナル： 出入口の段差が車いす利用者の障害となっている。出入口のドアが重く開閉が困難である。</p>
	<p>中央バス滝川ターミナル： 待合所に視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されていない。</p>

写真	現況コメント
	<p>中央バス滝川ターミナル： 通路幅が狭く車いすの大きさによっては、通過困難な改札口。手動式のため開閉に困難。</p>
	<p>中央バス滝川ターミナル： 転落防止用の柵がなく視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されていない。</p>

(3) 滝川駅前広場（道路）

写真	現況コメント
	<p>滝川駅前広場： 身体障がい者専用駐車場がない。</p>

写真	現況コメント
	<p>滝川駅前広場： 駅周辺の総合案内板がない。</p>
	<p>視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されていない。</p>
	<p>送迎車専用の駐車場は設置されているが、身体障がい者専用駐車場がない。</p>

(4) 道路（国道 451 号・国道 12 号・官庁通など）

① 国道 12 号

写真	現況コメント
	<p>国道 12 号 : 743</p> <p>国道 12 号と官庁通の交差点には、視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている。</p>
	<p>国道 12 号 : 743</p> <p>歩道の幅員には車いすの通行幅は確保されている。自転車通行帯が分離されている。</p>
	<p>国道 12 号 :</p> <p>歩道の横断勾配は緩やかであるが、インターロッキングブロックや平板舗装の凸凹がある。</p>

写真	現況コメント
	<p>国道 12 号 :</p> <p>平板舗装はひびわれがあり、インターロッキングブロック舗装も不陸がある。</p>

② 国道 451 号

写真	現況コメント
	<p>国道 451 号 :</p> <p>インターロッキングブロック舗装の目地の凸凹が車いすの移動に悪影響が懸念される。</p> <p>視覚障がい者誘導用ブロックは横断歩道部にのみ敷設されている。</p>
	<p>国道 451 号 :</p> <p>急な横断勾配やインターロッキングブロック舗装が車いすの移動に悪影響が懸念される。</p> <p>また、横断歩道部に敷設された視覚障がい者誘導用ブロックが基準に合致していない。</p>

③ 国道 38 号

写真	現況コメント
	<p>国道 38 号 :</p> <p>歩道幅員は十分だが、歩道に凹凸があり、水たまりができています。</p>
	<p>国道 38 号 :</p> <p>整備状態は良好であるが、インターロッキングブロック舗装が車いすの移動に悪影響が懸念される。また、視覚障がい者誘導用ブロックが横断歩道部にしか設置されていない。</p>

④ 道道滝川停車場線

現況コメントの番号は、滝川市バリアフリー現況調査委託業務の写真番号

写真	現況コメント
	<p>道道滝川停車場線 : 231</p> <p>鈴蘭通との交差点部は視覚障がい者視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されているが、舗装と同色で、弱視者には見えづらい。</p>

写真	現況コメント
	<p>道道滝川停車場線：533</p> <p>歩道の幅員は車いすの通行幅が確保されているが、アスファルト舗装に段差や不陸がある。</p>
	<p>道道滝川停車場線：581</p> <p>交差点部の勾配が車いすの移動には急である。</p>
	<p>道道滝川停車場線：567</p> <p>低下縁石部前後の勾配が車いすの移動には急である。</p>

写真	現況コメント
	<p>道道滝川停車場線：831</p> <p>空知通の交差点部は、視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている。</p>

⑤ 市道官庁通

現況コメントの番号は、滝川市バリアフリー現況調査委託業務の写真番号

写真	現況コメント
	<p>市道官庁通：760</p> <p>歩道の幅員は車いすの通行幅が確保されているが、インターロッキングブロック面に段差や不陸がある。また、交差点に横断歩道が設置されていない。</p>
	<p>市道官庁通：795</p> <p>横断歩道部には視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されているが、単路部は敷設されていない（滝川郵便局前）。</p>

⑥ 市道栄通

現況コメントの番号は、滝川市バリアフリー現況調査委託業務の写真番号

写真	現況コメント
	<p>市道栄通： 自転車が歩道の幅員いっぱい放置され、車いすに限らず歩行者の通行さえも阻害している。</p>
	<p>市道栄通：729 横断歩道が設置されていない。また、低下縁石部の勾配が車いすには急である。</p>
	<p>市道栄通：730 歩道の幅員は車いすの通行幅が確保されているが、単路部には視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されていない。</p>


写真	現況コメント
	<p>市道栄通：731</p> <p>ターミナルのバス出入口では、注意喚起の標識や視覚障害者用誘導ブロックが整備されていない。</p>
	<p>市道栄通：725</p> <p>地下歩道の出入口・階段は車いすや視覚障がい者に対応していない。</p>

⑦ 市道鈴蘭通

現況コメントの番号は、滝川市バリアフリー現況調査委託業務の写真番号

写真	現況コメント
	<p>市道鈴蘭通：14</p> <p>鈴蘭通との交差点部は視覚障がい者視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されているが、インターロッキングブロックと同色で、弱視者には見えづらい。</p>

写真	現況コメント
	<p>市道鈴蘭通：22</p> <p>交差点部の勾配は車いすには急である。</p>
	<p>市道鈴蘭通：33</p> <p>交差点部の車道との擦り付け勾配が車いすの移動には急である。</p>
	<p>市道鈴蘭通：33</p> <p>インターロッキングブロック舗装は、目地や細かい段差が車いすの走行性・快適性を阻害するおそれがある。</p>

写真	現況コメント
	<p>市道鈴蘭通： 国道 451 号との交差点部の歩道はアーケードの柱が立てこんでおり、左折レーンが設定されているため狭くなっている。</p>

第7章 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項

基本構想においては、生活関連施設及び生活関連経路等の整備を早期に実施し、重点整備地区のバリアフリー化を推進するため、各事業者において特定事業を以下のとおり定めます。また、基本構想の策定後、各特定事業の実施者は可能な限り速やかに（おおむね1年以内）「特定事業計画」を作成します。

7.1 道路特定事業

(1) 基本方針（案）

- ・「改訂版・道路の移動円滑化整備ガイドライン」、「北海道福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づき、生活関連経路の移動円滑化を実施します。
- ・必要に応じ、高齢者、身体障がい者等の意見を反映し移動円滑化を実施します。

(2) 路線別事業

種類 (管理者)	路線名	区間	予定事業期間
国道 (北海道開発局)	①国道 12 号	花月町 1 丁目～大町 2 丁目	平成 24 年度以降概ね 10 年を目途に整備を図る
	②国道 38 号	国道 12 号交点～明神町 1 丁目	
	③国道 451 号	本町 1 丁目～国道 12 号交点	
道道 (北海道)	④道道滝川停車場線	鈴蘭通～国道 12 号交点	平成 24 年度以降概ね 5 年を目途に整備を図る
市道 (滝川市)	⑥市道官庁通	国道 12 号交点～大町 1 丁目	平成 26～29 年度にかけて整備を図る
	⑦市道鈴蘭通	滝川駅前広場～国道 451 号交点	平成 23～25 年度にかけて整備を図る
	⑧市道栄通	鈴蘭通～バスターミナル	平成 24～26 年度にかけて整備を図る
	⑨市道材木通	国道 12 号交点～明神町 1 丁目	平成 27 年度以降概ね 3 年を目途に整備を図る

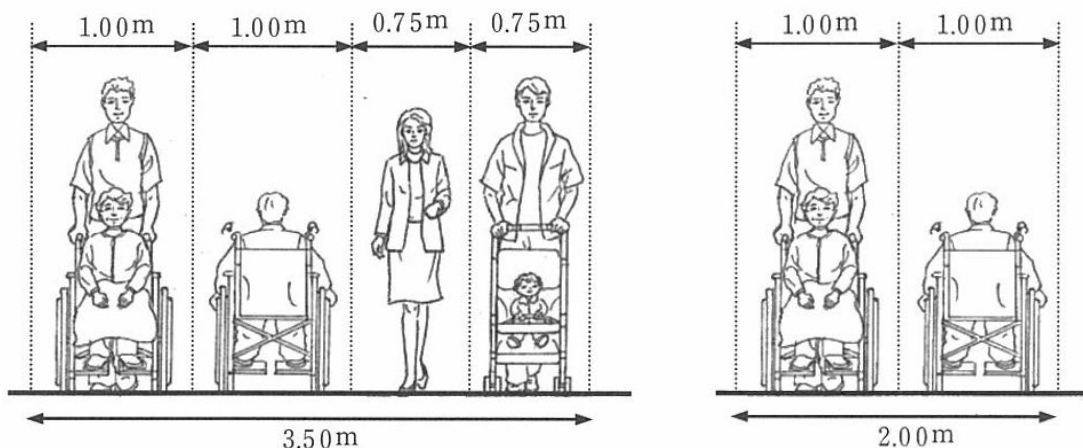
なお、③国道 451 号、⑦市道鈴蘭通については、歩道と民地（店舗等入口）が接した状態となっており、歩道のバリアフリー整備基準と段差対策との双方に配慮する必要があります。また、道路特定事業に位置づけられた道路沿線の建物所有者においても、増築・改築時には段差解消も含め、バリアフリー対策を行うよう努める必要があります（バリアフリー新法では建築面積 2,000㎡以上の特定建築物が義務付け）。

これらの路線については、他の路線と並行し、市民や施設管理者との理解・協力のもと、早期にバリアフリー化を図ります。

(3) 生活関連経路の整備方針

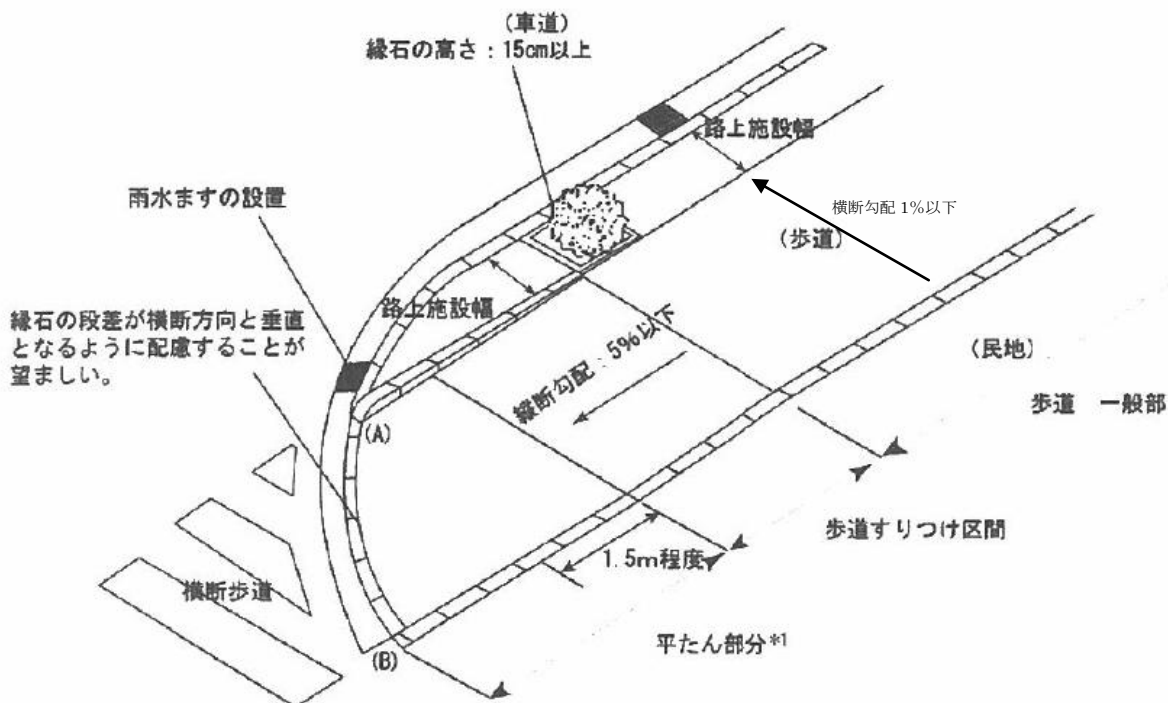
- ・道路構造においては、車道と明確に分離された安全な歩道を設置し、車いす使用者がいつでもすれ違える幅員を確保します。歩行者の交通量の多い歩道については 3.5m、その他の歩道は 2.0m 以上を原則として有効幅員を確保します。

■有効幅員のイメージ



- ・歩道一般部においては、車いす使用者等が通行しやすいように横断勾配を原則 1%(困難な場合は 2%)以下とします。また縦断勾配は原則 5% (困難な場合は 8%) 以下とします。また、波打ち歩道とならない平坦な整備を図ります。

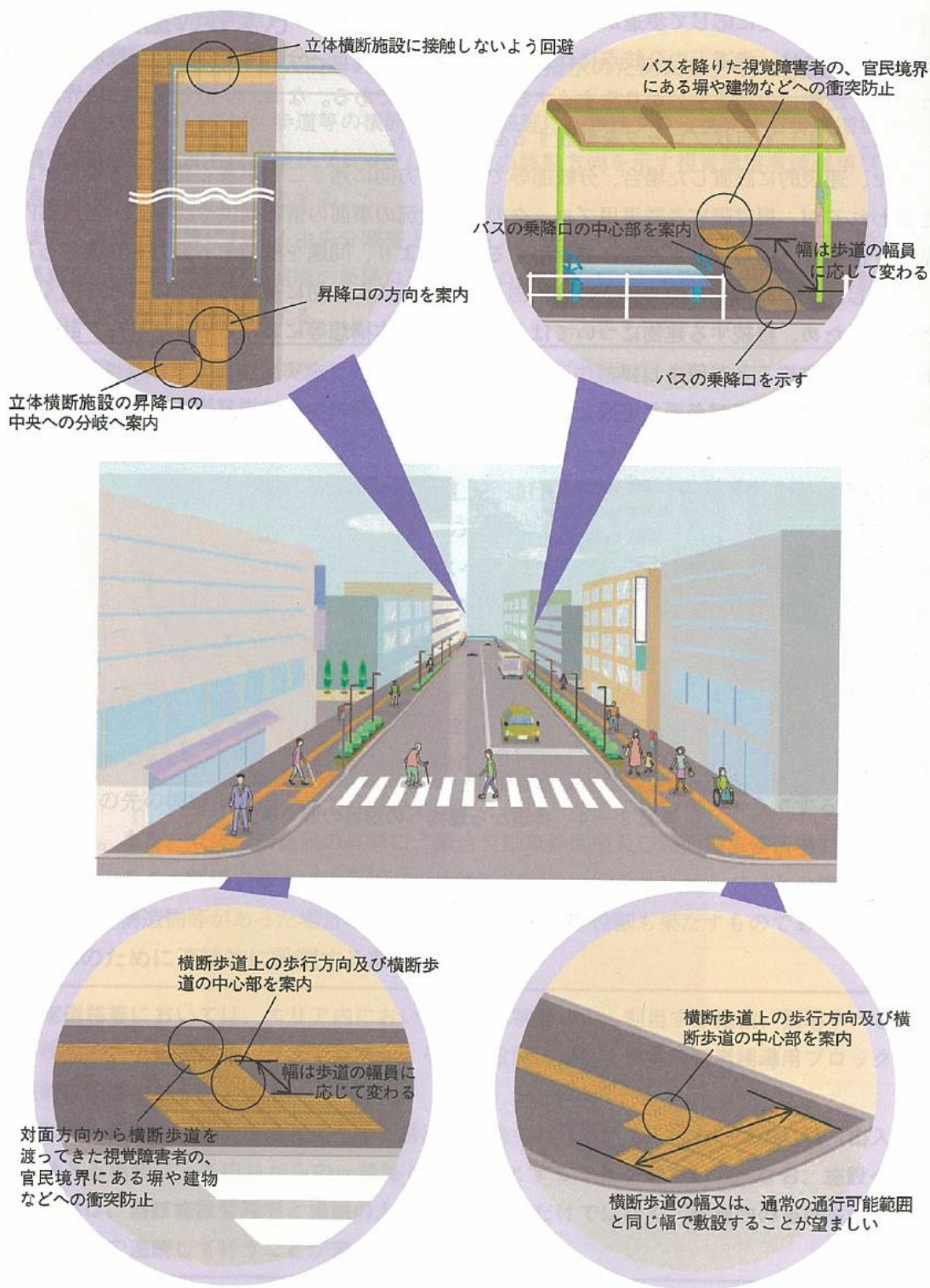
■バリアフリー化された歩道のイメージ



- ・交差点の巻き込み部や駐車場出入口等の歩道では、横断勾配、縦断勾配に配慮し、移動時の上下左右の急な傾きがないようにします。

- ・交差点部においては、車いす使用者等の利用者が安心して信号待ちができるように、平坦な部分を設けます。
- ・視覚障がい者等に配慮して、歩道一般部、交差点部などに、全国共通の規格を採用した視認性が高くすべりにくい素材の視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。

■視覚障がい者誘導用ブロックを連続的に設置した例（イメージ）



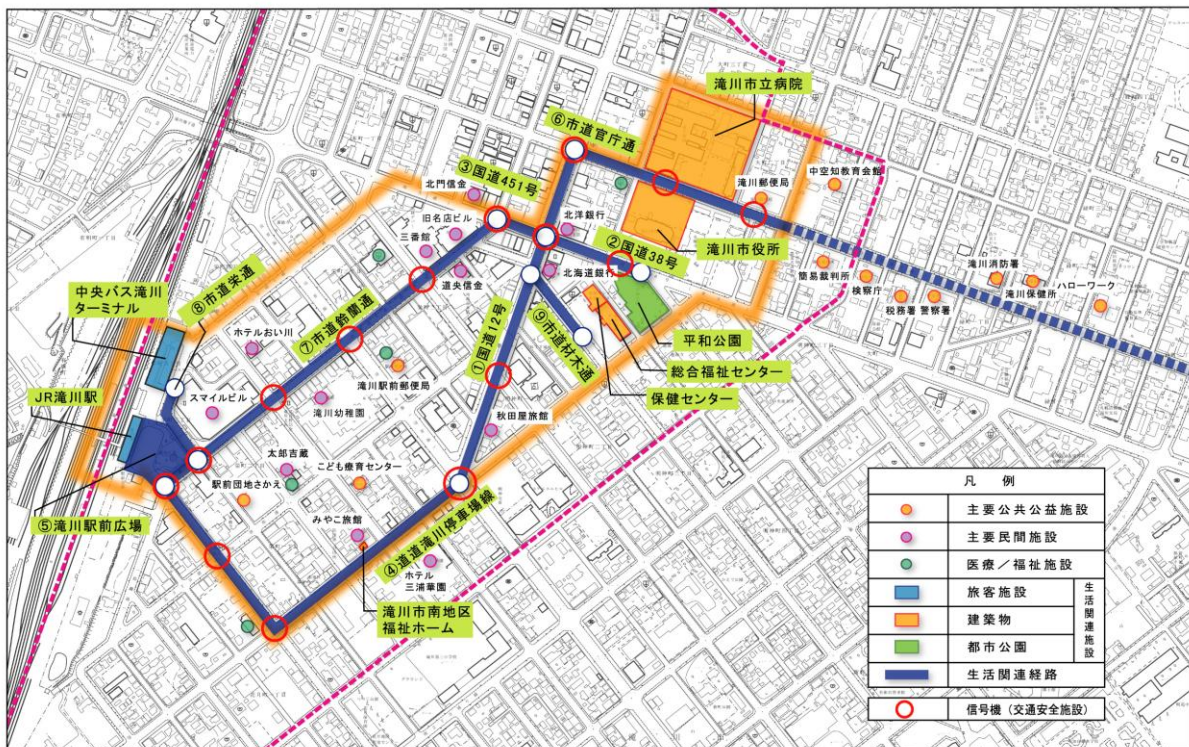
7.2 交通安全特定事業

(1) 基本方針（案）

- ・「北海道福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づき、交通安全施設の移動円滑化を実施します。また、事業の実施に当たっては、生活関連経路の整備と密接な関わりがあることから、道路事業者と連携して整備を図ります。
- ・必要に応じ、高齢者、身体障がい者等の意見を反映し移動円滑化を実施します。

(2) 路線別事業

■交通安全施設位置図



路線名（事業者）	区間	整備内容	予定事業年度
①国道12号 （北海道公安委員会）	花月町1丁目～ 大町2丁目	信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）	平成24年度以降概ね10年を目途に整備を図る
②国道38号 （北海道公安委員会）	国道12号交点～ 明神町1丁目		
③国道451号 （北海道公安委員会）	本町1丁目～ 国道12号交点		
④道道滝川停車場線 （北海道公安委員会）	鈴蘭通～ 国道12号交点		平成24年度以降概ね5年を目途に整備を図る
⑤滝川駅前広場 （北海道公安委員会）	滝川駅前（鈴蘭通）		平成26～29年度にかけて整備を図る
⑥市道官庁通 （北海道公安委員会）	国道12号交点～ 大町1丁目		
⑦市道鈴蘭通 （北海道公安委員会）	滝川駅前広場～ 国道451号交点		

(3) 共通して実施する特定事業計画

(2)に示した生活関連経路の区間で共通して、実施する交通安全特定事業の内容は以下のとおりです。

① 実施内容

1) 道路標識及び道路標示の設置に関する事業

- ・道路標識については、更なる視認性向上を図るため、超高輝度化等を実施します。
- ・道路標示については、適切な補修・高輝度化を実施します。

2) 信号機の改良事業

- ・音響機能付信号機の設置を実施し、歩行者用青信号時間の適切な設定や利用しやすいボタンの配置等の多角的な視点にも配慮します。

7.3 旅客施設特定事業

(1) 基本方針（案）

- ・「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、JR 滝川駅の移動円滑化を実施します。
- ・必要に応じ、高齢者、身体障がい者等の意見を反映し移動円滑化を実施します。

(2) 旅客施設事業

施設名 (事業者)	整備内容	予定事業期間
JR 滝川駅 (北海道旅客鉄道 (株))	跨線橋エレベータ設置 コンコース段差解消 自動ドア設置、視覚障害者用誘導ブロック 設置等	平成 22 年度から整備中

なお、中央バス滝川ターミナルについては、施設の改築時等に移動円滑化に関する問題を解消するための整備を図ります。また、施設内を安全に利用できるよう、必要な情報提供を継続します。

(3) 主な整備内容

- ・駅出入口には、車いす利用者等に配慮した自動ドアを設置します。
- ・駅出入口、駅舎内及びプラットホームは段差を解消します。
- ・改札は車いす利用者等に配慮した幅にします。
- ・跨線橋にはエレベータ（3箇所）を設置します。
- ・視覚障がい者等に配慮して、駅出入口、駅舎内及びプラットホームに、全国共通の規格を採用した視認性が高い、視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。
- ・公衆トイレ内は段差を解消し、トイレ出入口は、車いす利用者等に配慮した幅とし自動ドアとします。
- ・車いす利用者、妊婦や乳幼児連れなどに配慮し、多目的トイレを設置するとともに、オストメイト対応の設備にします。

7.4 その他の事業

(1) 基本方針（案）

- ・「改訂版・道路の移動円滑化整備ガイドライン」、「北海道福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づき、駅前広場の移動円滑化を実施します。
- ・必要に応じ、高齢者、身体障がい者等の意見を反映し移動円滑化を実施します。

(2) その他の事業

種類 (管理者)	路線名	区間	予定事業期間
駅前広場 (道路管理者・JR)	⑤滝川駅前広場	滝川駅前（鈴蘭通）	平成24年以降5年を目途に整備を図る

(3) 主な整備内容

- ・駅前広場においては、駅利用者等の歩行者にとっての主動線の円滑性を優先させ、広場内では身障者用駐車場を駅に近い方を確保する、バスベイ（バス乗降場）、タクシーベイ（タクシー乗り場）の利便性・安全性を確保する、視覚障がい者誘導用ブロックを設置する、などの整備を行います。

7.5 冬期間における歩行環境の改善

(1) 基本方針（案）

- ・本市は道内有数の多雪地域であることから、積雪期の移動円滑化に対する改善及び冬期に重要性を増す公共交通機関の利用円滑化に対する改善として、歩行空間の積雪・凍結対策を実施します。行政や事業者が対策の中心的な役割を担いますが、積雪・凍結対策は、高齢者や障がい者を含め、あらゆる市民の問題ですから、可能な範囲で市民も対策の役割を担います。

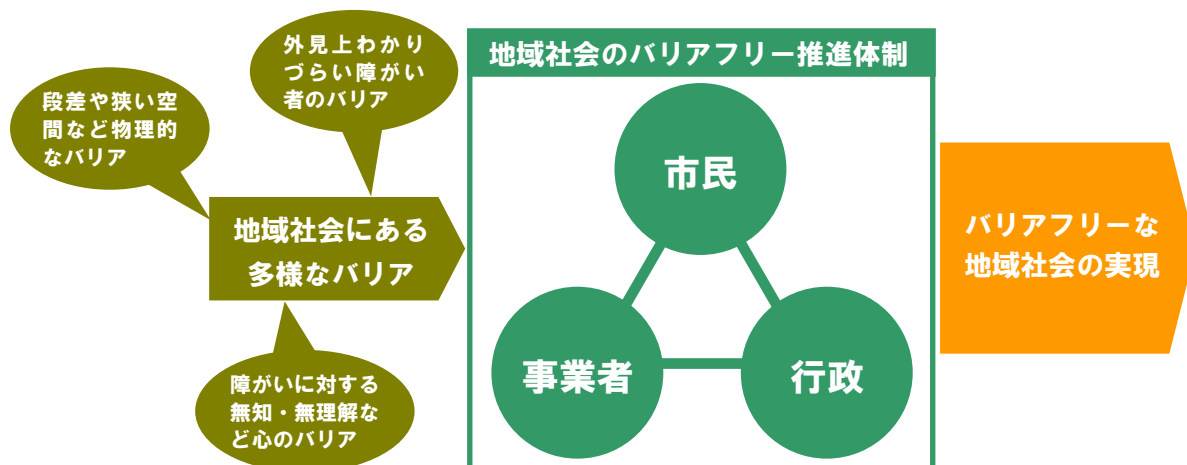
(2) 改善方策

- ・生活関連経路の歩道・バス停留所を中心とした重点的な除排雪の実施による移動空間等の確保
- ・砂まき等、凍結対策における行政と市民・事業者の協力体制の確立
- ・滝川流雪溝の利用による積雪期の安全で快適な歩行空間の確保

第8章 バリアフリー化の推進方策

滝川市における総合的なバリアフリーを実現するためには、行政（滝川市、道路管理者、公安委員会）、事業者（公共交通事業者、民間事業者）及び利用者である市民が以下に示す各々の役割を認識し、相互に連携を図りつつ推進していかなければなりません。

■バリアフリーな地域社会の実現（イメージ）



(1) 市民の役割

- 地域社会には外見上わかりづらい障がい（聴覚、内臓、精神など）など、多様な種類の障がいがある人がおり、多様な障壁を取り除く努力を地域社会全体で行う「心のバリアフリー」に配慮した行動に努めます。
- 日常的に、高齢者や障がい者等の移動等を手助けする等積極的に支援します。
- 不適切な駐輪、不法駐車等によるバリアフリーに対する阻害行為を行わないようにするなど、交通ルール、マナーを順守します。
- 積雪期には、流雪溝を利用して除排雪を行う、地先のつるつる路面に砂まきをするなど、冬期歩行空間確保に努めます。

(2) 事業者の役割

- 特定建築物の所有者、建物管理者等は、既存施設の適切な維持管理や一定規模以上の増築、改築などの場合は適切にバリアフリー化を図るなど整備改善に努めます。
- 民間事業者は、利用者の意向を把握し従業員教育を通して、高齢者や障がい者等の移動や行動を積極的に支援します。
- 公共交通事業者等は、基本構想に位置づけられた特定事業計画を踏まえ、適切にバリアフリー化を図るとともに、ソフト面でも移動円滑化に繋がるサービスの向上を図ります。
- 積雪期には、流雪溝を利用するなど店や会社の周囲の除排雪を行い、つるつる路面に砂まきをするなど、冬期歩行空間対策に努めます。

(3) 行政の役割

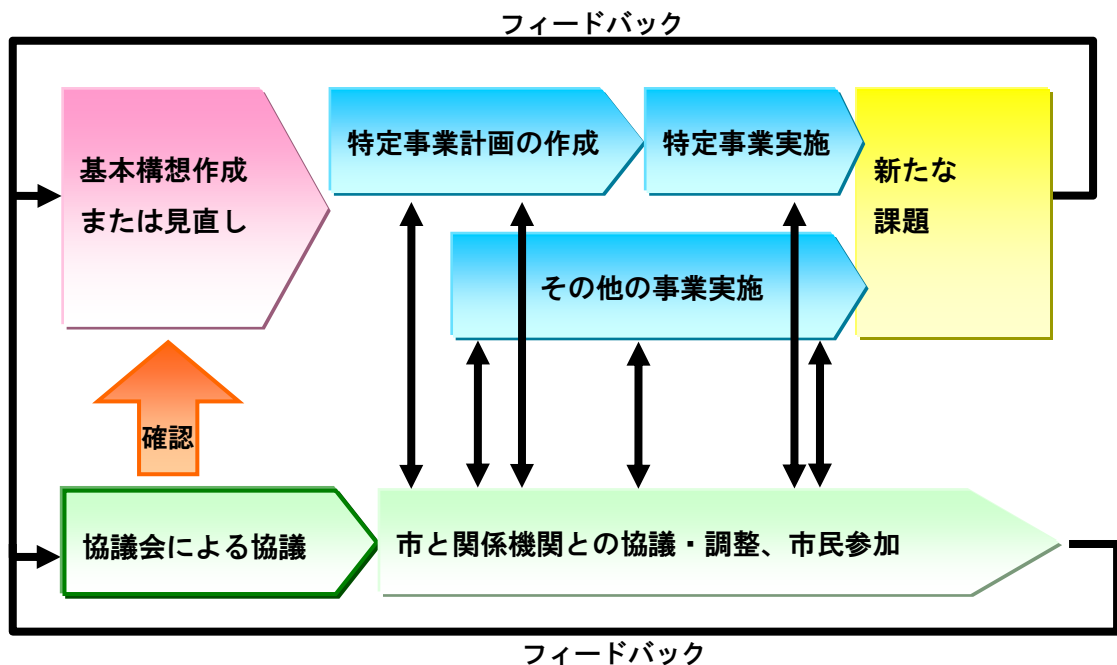
- 高齢者や障がい者等の移動円滑化のために必要な情報を提供します。
- 移動円滑化等に対する市民の意見を把握し、必要に応じて事業や施策に活かします。
- 移動円滑化のための事業に対する支援措置、移動円滑化や心のバリアフリーに関する地域住民の理解を深めるための広報啓発活動等に努めます。
- 積雪期には、生活関連経路の歩道、横断歩道の除排雪を行うなど、冬期歩行空間対策を行います。
- 各種事業の実施にあたっては、高齢者や障がい者等をはじめとする利用者の意見を適切に反映するよう努めるとともに、各事業者や関係機関と十分な協議や調整を図り、一体的に効果的なバリアフリー整備を進めていきます。

(4) 進行管理

基本構想の策定後は特定事業計画を作成し、事業の実施・完了及び検証や継続的な施策内容の改善・向上に取り組むため、地域の特性を踏まえつつ利用者の声に耳を傾け、常により良い地域づくりを進めるための進行管理を行う体制を構築することが重要です。

基本構想の見直しには協議会による協議、特定事業計画作成後は市と関係機関との協議・調整や市民の参加協力を得ながら持続的に推進していくことが重要です。

■持続的な進行管理（イメージ）



第9章 基本構想策定の経過

9.1 滝川市バリアフリー基本構想策定協議会

(敬称略)

所 属	役 職	氏 名	備 考
北海道開発局札幌開発建設部	道路維持課長	平森 善光	道路事業者
北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所	所 長	谷本 俊充	道路事業者
北海道空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所	所 長	亀井 伸吾	道路事業者
北海道旅客鉄道（株）総合企画本部地域計画部	主 幹	鈴木 理夫	交通事業者
北海道中央バス（株）空知事業部	部 長	久保田勝利	交通事業者
北海道運輸局交通環境部	消費者行政・情報課長	仁木 正典	関係機関
北海道運輸局札幌運輸支局	首席運輸企画専門官	堀内 範頭	関係機関
北海道札幌方面滝川警察署	交 通 課 長	岡田 幸夫	関係機関
滝川市社会福祉協議会	会 長	丹羽 修身	市民団体
滝川市町内会連合会連絡協議会	会 長	岩田 兼一	市民団体
滝川市障がい者団体連絡協議会	副 会 長	川原 弘嗣	市民団体
滝川市老人クラブ連合会	会 長	黒井 巖	市民団体
滝川商工会議所	会 頭	渡邊 恭久	市民団体
滝川建設協会	地域開発委員長	神部 秋江	市民団体
滝川駅前商店街振興組合	副 理 事 長	佐々木 勝	市民団体
滝川鈴蘭中央商店街振興組合	理 事 長	高畑 方雄	市民団体
滝川銀座商店街振興組合	理 事 長	今野 義一	市民団体
滝川大通商店街振興組合	理 事 長	続木 潤也	市民団体
公募委員		佐藤 大作	
公募委員		田湯 隆之	
滝川市経済部	部 長	若山 重樹	市関係部
滝川市保健福祉部	部 長	橘 弘恭	市関係部
滝川市建設部	部 長	大平 正一	市関係部、 道路事業者

会 長：丹羽 修身（滝川市社会福祉協議会）

副 会 長：川原 弘嗣（滝川障がい者団体連絡協議会）

9.2 庁内検討組織（バリアフリー基本構想策定協議会事務局会議）

所 属	役 職	氏 名	備 考
総務部企画課	課 長	中島 純一	
市民生活部くらし支援課	主 幹	樋郡 真澄	
保健福祉部福祉課	課 長	国嶋 隆雄	
保健福祉部介護福祉課	課 長	菊井 弘志	
経済部商工観光課	課 長	五十嵐千夏雄	
経済部商工観光課元気タウン推進室	室 長	千田 史朗	
建設部	技 監	三谷 文彰	（兼 建築住宅課長）
建設部土木課	課 長	川本 滋	
建設部土木課都市計画室	室 長	千葉 強	事務局長
同	副 主 幹	湯浅 芳和	事務局
同	主 査	田邊 義明	事務局
同	主 査	中井 崇敬	事務局
同	主任級技師	東 忠司	事務局